

新約全書帖撒羅尼迦前書終

新約全書使徒パウロテサロニケ人に贈れる後書

一 在テサロニケ人の教會に書を贈るニ願く我儕の父なる神及び主イエ
 スキリストより爾曹恩寵と平康を受よ○三兄弟よ我儕なんぢらに就て恒
 に神に感謝すべき也これ理に合ふこと也ろの爾曹の信仰彌増かつ爾曹お
 の互に愛すること篤く成たれば也四是故に我儕なんぢらの爲に神の
 教會の中に誇る蓋なんぢら窘迫と患難の中に在て忍耐と信仰を存べなり
 五これ神の義の表あり爾曹をして神の國に入べき者とならしめん爲
 あり爾曹いま神の國の爲に患難を受六蓋なんぢらに患難を加る者に患
 難を以て報七患難を受る爾曹に我儕と偕に平安を得とを以て報る神
 の公義なればあり此事の主イエス火燄の中にて其能力の諸使と偕に天よ
 り顯れん時にあり○八即ち神を識ざる者および我儕の主イエスキリス
 トの福音に服はざる者に報を予ふ九かれら主の面と其勢の榮光より離れて

新約全書

帖撒羅尼迦後書第一章

自一至九節

五百九十七

十 窮乏く亡る罰を受ん 十 其時の即ち主の臨りて其聖徒に由て榮光をうけ諸
 十一 信者に由て讚を得ん其日なり爾曹も我儕の証を信する者なり 十二 此に就
 て我儕つねに爾曹の爲に祈る我儕の神爾曹をして召を受べき者となし
 又能力を以て爾曹の諸の善願と信仰の行を成就せしめん事あり 十二 此我儕
 の神と主イエスキリストの恩に由て我儕の主イエスの名なんぢらの中に
 榮られ亦あんぢら彼に在て榮られん爲なり
 兄弟よ我儕の主イエスキリストの臨り給ふこと及び我儕が彼の所
 に集ることに就て我儕願ふ 爾曹あるひの靈により或の言に由あるひ
 の我が贈れるに似たる書に由て主の日いま既に來るとて心を動かし且擾
 こと莫らんことを 誰なにの法を以てするとも爾曹欺かるること勿れ蓋
 さきに道を離るる事なく且罪の人即ち淪亡の子現るる事なく其日きた
 らじ 四 かれ凡て神と稱る者また人の拜む所の者に敵し之より超て己を尊
 くし神の殿に坐して自ら神なりと爲に至る 五 われ爾曹の中に在しとき此

六 事を語しを爾曹記憶せざる乎 六 彼をして其時に至りて現れしめん爲に今
 七 かれを抑る者を爾曹之る 七 爾れ不法の隠たる者すでに働けり今これを抑
 八 するもの除るるまで隠をり 八 其時に至りて不法の者あらはるべし主イエス
 九 其口の氣を以て彼を滅さん其臨るとき發す所の榮光を以て彼を廢せん 九
 十 彼サタン^カの行爲に循ひて各様の傷なる能と徴と奇跡^十かつ不義の諸の
 詭譎を以て顯れかの淪亡者の中に在なり蓋かれら眞理を愛するの愛を受
 ずして救を得ざる者なれば也 十二 是故に神かれらが誑を信せん爲に迷惑を
 して彼等の中に働かしむ 十二 此れ凡て眞理を信せず不義を好む者の罪を定
 んとて也 十三 主に愛せらるる兄弟よ爾曹の爲に我儕常に神に謝すべき也
 十四 爾始より爾曹を簡び眞理を信せることと靈の聖を蒙ることに因て救
 を得しめ給へ 十四 神われらの福音を以て爾曹を此福に召し給へり爾曹
 十五 をして我儕の主イエスキリストの榮光を得しめん爲なり 十五 是故に兄弟よ
 爾曹堅く立かつ或の我儕の言あるひの我儕の書に因て教を受たる傳を堅

十六 守るべし十六願願く我我儕儕の主主イエスキリスト及び我我儕儕の父父の神神すなわち
 我我儕儕を愛愛し且且恩恩に因因て永永遠遠の安安慰慰と善善望望を予予る者者爾爾曹曹の心心を慰慰め凡凡の
 善善行行と善善言言に爾爾曹曹を堅堅固固せんことを

十七 終終に我我これを言言兄弟兄弟よ爾爾曹曹われらの爲爲に祈祈り主主の道道をして疾疾ひる
 まり榮榮を受受ること爾爾曹曹の中中の如如ならしめ二又又我我儕儕をして邪邪なる惡惡人人より
 救救ることを得得しめよう人人みな信信ずる者者といふに非非ざれば也三然然と主主
 の信信實實なる者者なり彼彼なんぢらを堅堅くし爾爾曹曹を護護てかの惡惡人人より救救ん四爾
 曹曹われらの命命ずる事事を今今すでに行行ふ後後また之之を行行んことを主主に頼頼て信
 ずる也五願願くの主主あんぢらの心心を神神の愛愛とキリストの忍忍耐耐に導導き給給ん事
 を六兄弟兄弟よ我我儕儕主主イエスキリストの名名に託託て爾爾曹曹に命命ず我我儕儕より受受た
 る傳傳に循循はずして妄妄ふ行行む諸諸の兄弟兄弟み遠遠かるべし七爾爾曹曹みづから如何如何し
 て我我儕儕に效效ふべきを知知うれ我我儕儕爾爾曹曹の中中に在在て妄妄なる事事を行行ず八また人
 のパンを價價なしに食食することなく唯唯人人を累累ひせざらん爲爲に勞勞と苦苦をして

九 晝晝夜夜工工を作り九是是われらの權權威威なきが故故に非非ずたと自己自己を模模楷楷とし爾爾曹曹を
 して傲傲しめん爲爲なり十われらの爾爾曹曹の中中に在在しとき人人もし工工を作作ことを欲欲
 ず十一食食すべからずと爾爾曹曹に命命じたり十二爾爾曹曹の中中に工工を作作して専専ら
 餘餘事事を務務め忘忘なる事事を行行ふ者者ありと我我儕儕聞聞たり十三われらの如如き者者に靜
 に工工を作作て己己のパンを食食せんことを我我儕儕の主主イエスキリストに託託て命命じ
 且且勸勸む十三兄弟兄弟よ善善を行行ひて倦倦こと勿勿れ十四若若この書書に云云る我我儕儕の言言に從從ひ
 ざる者者あらば之之を愧愧しめん爲爲に其人其人を録録して相相交交ること勿勿れ十五然然と彼彼を
 敵敵とせず兄弟兄弟の如如く之之を諫諫むべし十六願願くの平平安安の主主つねに何何事事に拘拘ず爾
 曹曹に平平安安を賜賜んことを願願くの主主爾爾曹曹と偕偕に在在んことを十七我我パウロ手づか
 ら筆筆を執執て安安をとふ書書ごとに之之を以以て誌誌とす我我が書書るの此此の如如し十八願願く
 の我我儕儕の主主イエスキリストの思思すべて爾爾曹曹と偕偕に在在んことをアメン

新約全書帖撒羅尼迦後書 終

新約全書使徒パウロテモテに贈れる前書

我儕の救主なる神および我儕の望なるイエスキリストの命に遵ひ

二 てイエスキリストの使徒となれるパウロニ信仰に由て我が眞子なるテモ

三 テに書を贈る願くハ父ある神および我儕の主キリストイエスより恩寵と

四 矜恤と平康を受よ○三我マケドニヤに往しとき爾に仍エペソに留り人に

五 命じて彼處に異教を傳るとなく四また信仰にある神の道を立すして辨

六 論を生ずる奇談と極りなき系圖に心を寄ると勿らしめよと勸たり今も

七 此の如く行いんことを願ふ五誠命の主意の愛あり即ち潔き心と善良心と

八 偽なき信仰より出ハ或人これを棄て虚き論に轉り七律法の教師と爲んと

九 して卻て其語る所の定論どころの事を自ら知ず八夫われら律法の善も

十 の也と知る但し理に従ひて律法を用べし九律法の義人の爲に設たるに非

ず不法なるもの不服あるもの不敬あるもの罪惡なるもの不潔なるもの邪

僻なるもの父を殺せるもの母を殺せるもの人を殺せる者十奸淫を行ふも

十二の男色を好むもの人を擽むもの説を言ふの偽誓ふ者また此はか正理に悖
 ること有が爲に設たり十一これ我に託し給ふ所の福ある神の榮の福音に循
 へる也○十二我に能力を賜へる我儕の主キリストイエスに謝す蓋われを職
 十三に任じて忠信なる者となし給へば也十三われ昔の謗讟たるもの窘迫たるも
 十四の狎侮たる者なりしが我信せざる時知ずして之を行へる故になは矜恤
 十五を受たり十四我儕の主の恩およびキリストイエスに在て存つ所の我儕の信
 十六仰と愛の極て大になれり十五キリストイエス罪人を救んために世に臨れり
 十七信すべく亦疑ひずして納べき話なり罪人のうち我の首なり十六然ども我が
 十八矜恤を受しキリストイエス首先に我に寛容を悉く顯し後かれを信じて
 十九永生を受る者の我を模楷となし給へる也十七願くは萬世の王すなわち朽
 十八す見ざる一の神に窮なく尊貴と榮光あらんことをアメン○十八我子テモ
 十九テよ先に爾を指る所の預言に由て爾に命ず此預言により信仰と善良心を
 二十もて善戦を戦ふべし十九或人よき良心を棄て信仰を亡へり二十此の如き人の

中ヒメナヨとアレキサンデルあり我かれらをサタンに付せり是彼等をし
 て謗讟を言ざらしめん爲に懲なり
 二 **第三** われ殊に勸む萬人の爲に餽告、祈禱、懇求、感謝せよ王及び凡て權
 威を有もの爲に別て之を行べし是われら敬虔と端莊を以て靜に安
 三らかに日を度らん爲なり三此の美事なり我儕の救主なる神の意旨に適ふ
 四こと也四萬人救をうけ眞理を曉るに至るの神の望み給ふ所なり五うれ
 五神の一位なり又神と人との間に一位の中保あり即ち人なるキリストイエ
 六スなり六かれ萬人に代り己を棄て贖となせり時いたらば證すべし七我
 七これが爲に立られて宣傳る者となり使徒と作また信仰と眞理を異邦人に
 八教る者となれり我キリストに在て眞をいひ謊を言す八是故に我ねがふ人
 九潔き手を擧て怒なく疑なく何の處にても祈んことを九また婦女の耻を知
 十よく慎みて宜に合ふ衣にて自ら飾り髪を編ことと金と眞珠と價貴き衣を
 十一以て妝飾とせず十善行を以て妝飾とせんことを願ふ神を敬ふ女の如此す

十二 べき事なり 十二 婦女の凡のこど順ひて靜に道を學ぶべし 十二 われ婦女教を施すことと 男の上に權を執ことを許さず 婦女の只安靜にすべし 十三 蓋アダム
 十四 の前に造られエバの後に造られたれば也 十四 アダムの惑されざりしなり 婦
 十五 の惑されて罪に陥れり 十五 然ども彼もし信仰と愛と潔と謹に居ならん子を
 生ことに因て救を得べし

三 人もし監督の職を欲はば 是善務を欲ふ也 といふ話の誠なり 二 酒れ
 四 監督たる者の責べき所なく 一個の婦は夫なるべく 謹慎自ら制し品行正く
 五 旅客を懇懃に待ひ 教訓をなし 三 酒を嗜まず 人を撃ず 柔和また争はず 財を
 六 貪らず 四 自己の家を善理め 端莊を以て 其子女を服ししむ可あり 五 人もし
 七 自己の家を理るとを知らず 如何して 神の教會を管るとを得んや 六 かの新
 八 教に入し者を 監督と爲べからず 恐くハ驕りて 惡魔と同じ 審判を受るに
 九 陥らん 七 又監督の外 人にも 令聞あるべし 恐くハ詭詐と 惡魔の罟に 陥らん
 十 〇 八 執事たる者も 亦端莊くし 兩舌せず 酒を嗜まず 利を貪ず 九 信仰の奧義

十 潔き良心の中に存べし 十 此を先試みて 責べき所なく 執事の職に當べ
 十一 十二 女執事も 亦端莊くし 人を誇らず 謹みて 凡れと 忠信あるべし 十二 執事た
 十三 する者 一個の婦の夫なるべし 子女と己の家を善理むべし 十三 善執事の職を
 十四 務る者 己に 嘉級を得キリストイエスに 基せし 信仰に 勇氣を得べし 〇 十四
 十五 われ 速く爾に至らんことを 望む 然ども 如此かき 贈るハ 十五 我もし 遅らんとさ
 十六 爾如何して 神の家の中に行ふべきかを 知ん爲なり 神の家ハ 活神は 教會な
 十七 り 眞理の柱と 基なり 十六 疑もなく 敬虔の 奧義ハ 大なり 神肉體となりて 顯れ
 十八 靈に 因て 義とせられ 天使に見れ 異邦人の中に 宣傳へられ 世の人に 信せら
 十九 れ 榮光の中に 擧られ 給へり
 二十 然ども 靈明かに いふ後に 至らば 或人 信仰の道より 離れて 人を惑す
 二十一 靈と 惡鬼の 教に 心を 寄ん 二 善を 假て 謊を 以 良心を 烙れ 三 娶ることを 禁
 二十二 じ 食を 斷くことを 命ずる者 誘ふるに 因て あり 食ハ 即ち 神これを 造り 信じ
 二十三 て 眞理を知る 人に 感謝して 受しむるもの也 四 爾れ 神の 造りし 物の みな美

五 なり感謝して受るときは棄べき物なし 五の神の言と祈禱を由て潔なれ
 六 也 爾もし之を兄弟等に教るときはキリストイエスの良役者にして信
 仰の道と爾が従ひし所は善教の道に育られたる者なり 七 妄なる談と老た
 る婦の奇談をすて神を敬ふことを自ら修行すべし 八 肉體の修行の益す
 く志し惟神を敬ふこと凡の事に益あり今生および來生に係る約束を得
 あり九 これ信すべく又疑はずして納べき話なり 十 之が爲に我儕苦勞をし
 且詭譎をうく蓋われら活る神を望みなり彼の萬人の救主にして殊に信す
 る者の救主あり 十一 なんぢ此等の事を命じ且教ふべし 〇 十二 なんぢ年幼を以
 て人に輕んせらるる勿れ言と行と愛と信と潔を以て信者の模楷となるべ
 し 十三 なんぢ誦讀と勸勉と教訓を務めて我が至るを待 預言と長老會の按
 手禮とに由て爾に賜ひし所の賜を忽畧にすること勿れ 十五 心を之に寄て専
 ら之を務むべし蓋なんぢの上達すべての人に明かならん爲なり 十六 なんぢ
 己を慎み亦教ふことを慎むべし恒に此等の事を務めよ如此おこなふ時

己を救ひ亦なんぢに聽者を救はん
 一 老人を責ること勿れ之を父の如くし幼者を兄弟の如くし 二 老たる
 婦を母の如くし勸また少女を姉妹の如くし之を勸るに貞潔を盡すべし 三
 寡婦なる眞の寡を敬ふべし 四 然と寡婦に子あるひ孫あらば彼等まづ己
 の家に孝を行ひ其親に恩を報ることを學ぶべし 是神の意旨に適ふこと也
 五 眞の寡婦にて獨居もの惟神に倚頼み夜も晝も願求と祈禱を恒にする
 也 六 縱樂をなす寡婦の生ると雖も死者なり 七 なんぢ此事を命じ彼等を
 して責べき所あからしむべし 八 人もし己に屬する者を顧みず殊に己の家
 族を顧みざるならは信仰の道に背き不信者よりも劣れる者なり 九 寡婦を
 其籍に録すこと六十歳より少かる可らば素より一個の夫の妻なりし者
 にて 十 善行の稱ある者もしくは子女を育しもの若くは旅客を館したる者
 もしくは聖徒の足を濯たる者もしくは難人を助しもの若くは務て諸の善
 事に従ひし者なるべし 十一 少き寡婦の之を辭るべし蓋かれらキリストに背

十二 て心を亂すとさし再び嫁せんとすれば也十二彼等の初に立たる約束を棄る
 十三 に因て審判をうくべし十三彼等また懶惰に習ひ人の家を周遊た懶惰なる
 十四 耳ならず妄に人の風評をいひ好て人の事に關り言べからざる事をいふ也
 十五 是故に我ねがふ少き寡婦の嫁をなし子女をうみ家を理て敵する者に僅
 十六 にても譏るべき機を得しめざらんことを十五の彼等のうち既に道を棄て
 十七 サタンに従へる者あり十六信する男あるひの信する女の家に若し寡婦あ
 十八 らば之を助べし教會を煩ひす可らず蓋教會をして眞の寡者を助しめん爲
 十九 なり十七善治る長老を二倍して之を尊み言を傳へ教をなして勞する長老を
 二十 殊に尊むべし十八の聖書に録して穀物を碾す牛に口籠を掛べからず又勞
 二十一 者の其値を受べき也と云べなり十九長老を訴る者あらんに二人三人の證人
 二十二 なくば納べからず二十罪を犯せる者の衆人の前にて之を警むべし是餘の人
 二十三 をして懼しめん爲なり三われ神とキリストイエスまた選れたる天使の前
 二十四 にて爾に求む預見の定をなすことなく少にても偏りて行ふこと無して此

三 等の事を守るべし三輕易まぐ人に接手する勿れ人の罪に干ること勿れ自
 四 ら守て潔すべし三爾の胃のため及び爾をばく疾ふに因て恒に水を飲こ
 五 ど勿れ少しく葡萄酒を用ふべし四或人の罪の明かにして其人に先ちて審
 六 判の場にゆき或人の罪の後に從ふ五此の如く善行も明かなるなり然ざる
 七 も亦終に隠るゝこと能はず
 八 凡る軌の下にある僕己の主を毎事に敬ふべき者となすべし是神
 九 の名と教を誇れざらん爲なり二信者なる主を有る者の其兄弟たるに因て
 十 之を輕んず可らず別て之に事ふべし蓋益を受むの信者にて愛せらるゝ者
 十一 なれば也なんぢ此事を教また勸むべし三もし異なる教を傳て我儕の主
 十二 エスキリストの善言と神を敬ふことに合ふ教を肯ひざる者あらば四此人
 十三 みづから驕り無知にして議論と言辭の争辨を好む此に由て娼妓争闘毀
 十四 謗妄疑また邪にして眞理を離れ神を敬ひて利を得んと欲ふ人の争論お
 十五 こる也なんぢら此の如き人に遠かるべし六神を敬ひて足とを知ら大なる

七 利なり七 われら何をも携へて世に來らず亦何をも携へて往こと能ざるの
 九八 明かなりハるれ衣食あらば之をもて足とすべし九 富んことを欲する者の
 患難と罾また人を滅亡と沈淪に溺らす所の愚にして害ある萬殊の慾に陷
 十 るなり十 財を慕ふの諸の悪事の根なり或人これを慕ひ迷て信仰の道を離
 十一 れ多の苦害をもて自ら己を刺り十二 神の人よ之を避て義事と神を敬ふこと
 十二 信仰と愛と堪忍と柔和とを慕ふべし十二 信仰の善戦をたかひ永生を
 十三 取べし爾これが爲に召を蒙りたり又多の人の前にて善證を作たり十三 われ
 萬物をして生を存しむる神およびポンテオピラトに向て善證を作給へる
 十四 キリストイエスの前にて爾に命す十四 なんぢ我儕の主イエスキリストの現
 十五 るる時まで玷なく責べき所なくして誠を守るべし十五 神の定め給へる期
 いたらば彼を顯さん神の即ち福ある所の獨一の權威ある者諸の王の王
 十六 もろくのの主の主 獨一死ざるもの近くとを得ざる光に在して人未だ見
 しことなく又見こと能ざる者なり願くの尊貴と窮なき權力かれに有アメ

十七 シン〇十七 爾この世の富る者に命せよ驕ることなく定なき財を恃ことなく唯
 十八 われらを樂ませんとて諸物を豊に賜ふ神を恃み十八 また善を行ひ善事に富
 十九 をしみなく施濟をなして人と共にし十九 斯て己の爲に善基を蓄へ未來の備
 二十 をなすべし是眞の生を得ん爲なりと二十 テモテよ爾託せられし事を守り妄
 二二 なる益なき談および智識と偽り稱ふる辨論とを避べし二二 或人この偽の智
 識に従ひて信仰を謬れり願くの恩寵なんぢに在んことをアメン

新約全書提摩太前書 終

新約全書使徒パウロラモテに贈れる後書

第一章 神の旨に由てキリストイエスに在る命の約束を傳ん爲にキリスト

イエスの使徒となれるパウロニ我愛する子テモテに書を贈る願くハ爾父

なる神および我儕の主キリストイエスより恩寵と矜恤と平康を受よ三

れ夜も晝も祈禱に斷ず爾を懷ふに因て我が先祖に效ひ潔き良心をもて事

る神に謝す 我なんぢの涕を憶て爾を見んことを願ふ是歡喜を我に充し

めん爲なり 我なんぢの偽なき信仰を念ふ此の如き信仰前に爾の祖母

イスまた爾の母ユニケにあり今爾にも在ることを信する也 是故にわれ爾

をして我が按手に由て爾が受し神の賜を復び熾にせんことを欲しむ 七

ハ神の我儕に賜へる靈の應ずる靈に非ず能と愛と謹の靈なれば也 是故

に爾われらの主の證を作こと其囚人なる我とを恥となす勿れ惟神の能

に循ひて福音の爲に我と共に苦を忍ぶべし 九 九 九 九 九 九 九 九 九 九

召給へり是われらの行に由に非ず惟神おのが旨と世の成ざりし先よりキ

十 リストイエスの中に我儕に賜ひし恩恵に由なり十一この恩恵の今われらの
 救主イエスキリストの顯れ給ひしに由て顯れたりキリスト死を廢ぼし福
 十一 音を以て生命と壞ざる事を明著にせり十二我この福音の爲に立られて宣
 傳る者となり使徒となり異邦人の師となれり十三是故に我これらの苦に遇
 たり然と之を恥とせず蓋われ我が信する者を知かつ我彼に託したる者を
 十三 彼かの目に至るまで守ることを爲得るを信すれば也十三爾キリストイエス
 十四 にある信と愛とを以て先に我に聞し所の眞の言の模楷を保つべし十四爾に
 十五 託したる善ものを我儕の中に在る聖靈を以て守るべし十五アジアに在る者
 十六 すべて我に背く是なんぢが知るところ也フゲロとヘルモゲ子も其中に在
 願くの主矜恤をオテシポロの家に賜へ蓋かれ屢われを慰め且わが鎖を恥
 十七 とせず十七其羅馬に在しとき急ぎ尋て我に遇たり十八願くの主彼をして夫の
 日に至り主の矜恤を得しめよ彼エペソに在て如何ばかり我に事しか爾の
 善しる所なり

二 わが子よ爾キリストイエスにある恩に堅固あるべしニ又あんぢ多
 三 の證人の前にて我より聞し所の事を忠信にして能人を教ふるに足る人に託
 四 すべきし三爾キリストイエスの精兵卒の如く我と共に苦を忍ぶべし四兵卒
 務る者の世事を以て自己を累せず是慕れる者の心を悦ばせんと爲べ
 五 あり五もし力を角ふもの法に遵ひて角はずべ冕を得ず六勸勞たる百姓ま
 六 づ實を得べき也七爾わが言し所を思ふべし主爾に萬事を曉しめん八ダビ
 七 デの裔より出たるイエスキリスト我が傳る所の福音の如く死より甦りた
 八 るを爾心に記べし九この福音の爲に我苦を受けて罪人の如く繋るるに至れ
 九 り然と神の道の繋れず十是故に我選れし者の爲に凡の事を忍これ彼等に
 十一 もキリストイエスにある救および永遠の榮を得しめんため也十二爰に信す
 十二 べき話あり我儕もし彼と共に死さば彼と共に生べし十三我儕もし忍ばば彼
 十三 と共に王と爲べし我儕もし彼を知らずと言べ彼も我儕を知らずといはん十三わ
 十四 れら信せずと雖も彼の誠あり彼の己に違ふこと能ざる也と○十四あんぢ彼

十五 等をして此事を憶しめ且主の前にて彼等を戒め言に因て争ふこと勿らし
 十六 むべし是益する所なく聽人をして沈淪に至らしむ十五 さんち神に悦ばる者
 十七 者と爲んことを務めた耻る所なき工人とありて眞道を正く頌ち教んと
 十八 を務むべし十六 妄ある益なき諛を避へし蓋之をさす者十七 不信に進む
 十九 あり十七 彼等の言の脱疽の如く腐爛るべしヒメナヨとピレト十八 此の如き者
 二十 の中に在十八 かれら眞を謬りて復生の既に過たりといひ斯て數人の信仰を
 二十一 滅すあり十九 然ども神の置給ひし堅基たてり其上に印あり誌していふ主己
 二十二 に屬る者を知とまた云すべて主の名を顧もの不義を離るべしと二十 大あ
 二十三 る家の中に金と銀の器あるのみならず木と土の器もあり彼の貴さに用
 二十四 ひ此の賤さに用るあり二十一 二人もし此等を離れて己を潔せば貴さに用る器と
 二十五 あり潔して主の用に合ひ諸の善事を作とを得あり二十三 さんち幼少とさの慾
 二十六 を避て義と信と愛を追求め又清心にて主を顧者と和ぐ事を追求むべし
 二十七 愚あると無學なる辨論を避へし蓋之より争競の起るを知べあり二十四 主の

二五 僕に争ふべからず和平に凡の人を待ひ教を善し忍ことをあし二五 道ふ者を
 二六 へ柔和を以て戒むべし神あるひに彼等に悔改むる心を賜て之に眞理を識
 二七 しめ給へん二六 また彼等りの醉さめて悪魔の罟を脱出ん蓋悪魔彼等をして
 二八 己が旨を行はしめん爲に之を擒にすれべ也
 二九 **第三章** 末世に艱の日きたらん爾この事を知二九 の日至べ人た己を愛し
 三〇 貪婪、矜誇、驕傲、詭譎、不孝、恩を忘れ不潔、三 不情怨を解す、誇譎、慾を縦ま
 三一 にし、殘刻、善を好まず、四 友を賣、放肆、自負神よりも、佚樂を愛するをせん
 三二 五 彼等の敬虔の貌あれと實の敬虔の徳を棄あんち此の如き者を避へし、六
 三三 人の家に入て愚ある女を擲にするの此の如き者あり彼の女の罪を重ね各
 三四 様の慾に誘われ、七 常に學ども眞理を識に至ると能はず、八 かの人のヤン子
 三五 どヤンブレがモーセに敵ひし如く亦眞理に敵ふあり彼等の心の壞たるも
 三六 の信仰の道に就ての棄られたる者なり、九 然と猶この上に進ことあらじ蓋
 三七 かの二人の如く彼等の愚あることも衆の人に露るべけれべ也、十 爾の我が

十一 教誨、品行、志意、信仰、寛容、愛、耐忍、及び我アンテオケイコニオムルス
 テラにて遇し窘と困苦また我が受し窘の如何なるかを知主 悉く其中より
 十二 我を救給へり凡てキリストイエスに在て神を敬ひつゝ世を渡らんと志
 十三 する者の窘を受べし 悪人と人を欺く人の益惡に進み人を惑し亦人に惑さ
 十四 る 幼少とさより聖書を識し之を守りて蓋なんぢ誰に由て之を學び
 十五 幼少とさより聖書を識し之を知りて聖書の爾をしてキリストイエス
 十六 を信するに因て救を得しめん爲に智慧を予ふるもの也 聖書のみな神の
 十七 默示にして教誨と督責また人をして道に歸せしめ又義を學しむるに益
 ありこれ神の人の完全を得て諸の善事を行ふに缺あからん爲なり
 第十八 **第二節** われ神の前および顯るゝ時々の國に於て生る者死る者を審判する
 キリストイエスの前あて爾に求むニなんぢ道を宣傳ふべし時を得る時を
 十九 得ざるも勵みて之を務め各様の忍耐と教誨を以て人を督し戒め勸むべし
 二十 三ろれ人眞の教を容す耳を悦びしむる言を好み其私慾に循ひて己が爲に

二十四 師を増加する時來らん されら耳を眞理より背け奇き談に向ふべし 然と
 二十五 爾すべての事に慎み苦難を忍びて傳道者の工をなし爾の職を盡せ 六 われ
 二十六 今祭物とならんとす我が世をさる期ちかづけり 七 われ既に善戦をたふか
 二十七 ひ既に馳るべき途程を盡し既に信仰の道を守れり 八 今より後義の冕わが
 二十九 爲に備わり主すなほち正き審判をなす者の日に至りて之を我に予ふ獨
 三十 われに予るのみならず凡て彼の顯著を慕ふ者にも予ふべし 九 なんぢ務
 三十一 て速かに我に來れ 十 テマスこの世を愛し我を棄てテサロニゲに往りクレ
 三十二 スケンスガラテヤにテトスダルマテヤに往り惟ルカのみ我と偕にあり 十一
 三十三 爾マコを伴て偕來れ蓋かれの職われに益われ也 十二 我テキコをエペン
 三十四 に遣せり 十三 爾きたる時わがトロアスにてカルポの所に遣し外衣を携へ
 三十五 來れまた書籍を携へ來れ其皮なるもの尤も肝要なり 十四 銅匠なるアレキ
 三十六 サンデル多く我を害せり主かれが行ひし所に循ひて報を爲ん 十五 爾も亦か
 三十七 れを防ぐべし彼甚しく我儕の言に敵ひたり 十六 我が始て審官に事由を陳し

十七 とき誰も我と偕にせず皆われを離たり願くは彼等に罪の歸せざらんことを
 然と主我と偕に在て我に力量を予へ給へり是われに由て道ごとく
 傳り異邦人をして皆これを聽しめん爲なり我救れて獅子の口より出た
 り主また我を救ひて諸れ惡事より離しめ且われを救ひて其天の國に入
 ん願くは榮世々窮なく彼に歸せんことをアメン 十九 請なんぢプリスキラと
 アクラとヲテシポロの家にあを問 二十 エラストコリントに留れりトロピモ
 病われば我かれをミレトスに留たり 二十 なんぢ冬より前に急ぎ我來れユ
 ブルとプデスとリノスとクラウデアと兄弟みな爾にあを問 願くは主イ
 エスキリスト爾の靈と偕にわれ願くは恩寵爾曹に在んことをアメン

新約全書提摩太後書 終

新約全書使徒パウロテトスに贈れる書

第一章 神の僕またイエスキリストの使徒パウロ同じ信仰に由て我の眞子
 なるテトスに書を贈る我神の選び給へる人をして信仰を起さしめ且神を
 敬ふ眞道を知しめん爲に使徒の職をなし 二 謊なき神の創世の前に約束し
 給ひし永生を望めり 三 神己の定おき給へる期に及びて宣教に由てこの
 永生の道を顯せり宣教の即ち我儕の救主なる神の命を以て我に託ね
 給へる所のもの也 願くは爾テトス父なる神および我儕の救主キリスト
 イエスより恩寵と平康を受よ 〇 五 われ爾をクレテに留たる故に爾をして
 缺たる所を正くし且わが爾に命せし如く各邑に長老を立しめんども也 六
 人もし咎むべき所なく一個の婦の夫にして其子女も放蕩をもて訴らるゝ
 ことなく服のさることなき信者ならば長老に立べき者なり 七 うれ監督の
 神の家宰なれば必ず咎むべき所なく己が任をなさず輕易しく怒らず酒を
 嗜まず人を撃ず利を貪らず 八 遠人を懇切に待ひ善を好み謹虔、公義、聖潔

九 自ら制し九學びし所の眞道を守るべし是正教を以て人を勧め且辨駁する者を折かん爲なり十の服のずして虚き論をいふ者また欺く事を行ひ
 十一の多して割禮に屬する者の中に殊に此の如き者あれば也十一かれら汚利を得ん爲に教ふ可らざる事を教へて全家に信仰を亡すが故に必らず彼等の口をして箝がしむべし十二クレテ人の中なる一預言者いひけるのクレテ人恒に誑を言ひの惡獸また懶惰にして食を貪る者なりと十三この證は眞なり是故に爾嚴く彼等を戒め彼等をして信仰を堅らし十四ユダヤ人の奇き談と眞理を棄る人の立し律法を心を寄ること莫らしむべし十五潔人に凡の物さよく汚たる人と不信者に一として潔き物なし既に彼等の心と良心とも汚れたり十六彼等自ら神を識と語れども其行の之に逆る彼等ハ惡むべき者なり服のざる者なり諸の善事に就ての棄べき者なり
 十三 然る爾の正教に合ふ事を語るべし 老人にの謹慎と端莊と自ら制する事とを勸且信仰と愛と忍耐とに固うならんとを勸べし 三 老婦にも

十四 聖潔に合ふ行をなさん事と人を誘らず酒を多く嗜まず善事を人に教ることとを勸べし 四 また彼等をして幼婦に夫を愛し子を愛し 五 自ら制し貞潔にし家務をなし慈悲を懷き其夫に服ふ事を教しむべし是神の道の隠れざらん爲なり 六 爾また幼男に自ら制する事を勸むべし 七 なんぢ何事を作らぬおのれ善行の模楷とならん事を務め教を傳るに信實を以し端莊しくし 八 責べき所なき正言を表すべし此の敵する者をして我儕の惡を言に縁なく自ら愧ることを爲しめんため也 九 僕には己の主人に服ひ何事を爲にも之を悦ばせん事を務め之の言拂はず 十 物を竊取す之に忠信を盡すべき事を勸べし此の何事を爲にも我儕の救主なる神の教を飾る事をせんため也 十一 夫すべての人に救を賜ふ神の恩あらわれ 十二 我儕を誡め我儕をして神を敬ぶる事と世の中の慾を棄て自ら制し正しく且度みて今世に存へ 十三 望所の福と大なる神すなり我儕の救主イエスキリストの榮の顯れん事を望待しむ 十四 キリスト我儕の爲に己の身を舍給へり是我儕を諸の罪より贖ひ

十五 出し且己の爲に一民を潔め之をして熱心に善事を行ひしめん爲なり十五
 ンぢ此等の事を以て語りまた勧め爾の諸の權威を以て戒むることをすべ
 し爾人に輕せらるゝ勿れ

二 備をなし 人を誘ふ争はず和平にし衆の人を待ふに柔和を以せんこと
 を憶起さしむべし 我儕も前に之愚なる者順之ざる者迷るもの諸般の慾
 と樂の奴隸と爲るもの恨み媚みて日を度しもの惡べき者また互に惡わへ
 る者なりし也 然と我儕の救主なる神の慈と人を愛し給ふ愛の顯れし時
 五 かれ我儕が行ひし所の義き功に由ず唯今の矜恤に循ひ重生の洗と聖靈
 に由て新にする事とを以て我儕を救へり 六 聖靈の即ち神我儕をして其恩
 により義とせられ嗣子たるを得て窮なき生命を望み待しめん爲に 七 我儕
 の救主イエスキリストに由て豊に我儕の上に注たまへる所のもの也 八 此
 の信すべき話なり我なんぢが此等の事を切に語り神を信する者をして慎

九 みて善功を務しめんことを欲す此等の事の美また人に益あり九 なんぢ愚
 かる辨論と系圖と争闘と律法の紛争を去べし此等の益なく亦虚妄なれば
 十 異端を稱へ分を起す人の爾これを一たび再び警めてけち遠くべし十一
 夫かくの如き人の邪僻にして自ら罪なるを知て尙これを犯すことを爾知
 ばなり 十二 アルテマス或のテキコを我あんに遣さんとき爾急ぎてニコ
 ポリスに來り我に就べし我彼處にて冬を過さんと定めたり 十三 法律家なる
 十四 ゼナス及アポロを懇切に送り彼等をして乏き事なからしめよ 又われ
 らに屬る者をして善功を務め人の所需用を資んとを學て果を結ぶる事な
 十五 からしめよ 我と偕に在るもの皆なんぢの安を問なんぢに請ふ信仰に在て
 我を愛する者の安をとへ願くは恩寵なんぢら衆人にあらんことをアメン

新約全書提多書 終

新約全書使徒パウロピレモンに贈れる書

一 イエスキリストの爲に囚人となれるパウロ及び兄弟テモテ我儕が愛する
 二 者われらが勤勞の侶なるピレモンニ及び我儕が姉妹アピア我儕と共に戰
 三 争をなせるアルキポ並に爾の家内の教會に書を贈る 願くは爾曹われら
 四 の父なる神および主イエスキリストより恩寵と平康を受よ 〇 われ祈る
 五 時に常に爾の事を陳て我神に謝す 蓋われ爾が愛と信仰をもて主イエス
 六 に向また諸の聖徒に向ふことを聞けなり 我が祈る所の爾と偕に信仰を
 七 有てる人なんぢらの中なる凡の善事を知に因りの信仰功效をなしキリス
 八 トの榮光を顯はすに至らんこと也 兄弟よ我なんぢの愛に由て大なる喜
 九 樂と安慰を得たり蓋聖徒等の心なんぢに由て安せられたれば也 是に由
 十 て我キリストに在て憚る所なく爾に其作べき事を命ずることを得と雖も
 九 愛の故に因て寧ろ爾に求む我すでに年老いまキリストイエスの爲に囚
 人となれるパウロ此の如き狀にて十わが縲紲の中にて生し子なるオテシ

新約全書

腓利門書

自一至十節

六百廿九

十一 | モの事を爾に求む十一 かれ先には爾に益なき者なりしが今爾にも我にも
 十二 | 益ある者となれり我かれを爾の所へ歸す十二 爾これを納よ彼我が心なり
 十三 | 十三 われ彼をして我所に留め我が福音の爲に受たる縲絏の中に爾に代て我
 十四 | に事しめんぞ欲へり十四 然ども我なんぢの背の事何をも行を好まず
 十五 | 是なんぢが供給止を得ざるに出ずして心より出んことを望めば也十五 彼が
 十六 | 暫く爾を離し爾をして永遠かれを留おさ十六 此後かれを僕の如くせず僕
 十七 | に超るもの愛する兄弟と作しむる爲に非ざりしを知らや我かれを殊に愛
 十八 | す況んや爾肉に由ても主に由ても之を愛せざる可んや十七 爾もし我を侶と
 十九 | なさば請われを納る如く彼を納よ十八 彼もし爾に不義をなし又なんぢに負
 二十 | 債わらば爾これを我に歸せよ十九 我パウロ親手これを書り我かならず償の
 二十一 | ん爾の身をもて償ふべき負債われに有されど我これを言はず二十 兄弟よ我爾
 二十二 | より益を主に由て得んことを望む爾わが心をキリストに由て息しめよ二二
 二十三 | われ爾が服ふことを深く信じて之を爾に書贈る爾の行ふ所必ず我いふ

二十三 | 所よりも勝らんことを知り二三 又なんぢ我ために寓所を備へよ蓋われ爾曹
 二十四 | の祈禱に由て終に我身の爾曹に予られんと意へば也二三 イエスキリストに
 二十五 | 在て我と偕に囚人となれるエパfras 爾の安を問二四 わが勤勞の侶なるマ
 コアリスタルコデマスルカも同く安を爾に問二五 願くハ吾主イエスキリ
 ストの恩恵つねに爾曹の靈と偕に在んことをアメン

新約全書腓利門書終

新約全書使徒パウロへブル人に贈れる書

二 第一章 神昔の多の區別をなし多の方をもて預言者により列祖に告給ひし
 三 がこの末日に其子に託て我儕に告たまへり神の彼を立て萬物の嗣とし
 四 し且かれを以て諸の世界を造りたり 彼の神の榮の光輝の質の眞像に
 五 て己が權能の言をもて萬物を扶持われらの罪の淨をなして上天に在す威
 六 光の右に坐しぬ 彼が受し名の天の使者の名よりも愈れる如く彼等より
 七 の愈れり五りの天の使者の中なる誰に曾て如此いへる乎なんぢの我子な
 八 りわれ今日なんぢを生りと又われ彼の爲に父とならん彼の我ために子と
 九 作べしと 六また家子を入しむる時に日給へるの神の諸の使者の皆こ
 十 れに跪くべし 七また使者等に就ての彼の使者等を風となし其役る者
 十一 を火焰となすと曰り八りの子に曰るの神よ爾の位に世々に及び爾の國の
 十二 杖の正さ杖あり九なんぢ義を愛し惡を惡む是故に神すなはち爾の神の喜
 十三 樂の膏を以て爾の侶よりも愈りて爾に沃り 十また曰く主よ爾元始に地の

十二 基を奠く天も爾が手の工なり十 此等の亡ん然と爾の恆に存ん此等の凡て
 十一 衣の如く舊びん十二 爾これらを袍の如く捲む又彼等の變らん然と爾の變る
 十 ことなし爾の壽の終ざる也十三 使者等の中なる誰に爾の敵を爾の足竟とな
 九 すまで我右に坐すべしと曾て云給へること有しや十四 凡て天の使者の救を
 八 嗣んとする者に事んため遣さるる靈に非ずや
 七 是故に我儕聞し所を流過ること莫らん爲にいよく篤く慎むべし
 六 二 うれ天使等に託て告給ひし言堅立して凡の違逆と不順とみな正き報を
 五 受たらんに三 此の如き大なる救を我儕等閑にして何で追るることを得
 四 んや斯の始め主に託て示されたるを聞き者ども我儕に言證たり四 神も亦
 三 ろの聖旨に循ひて休徴と奇跡および萬殊の異能と分予ふる所の聖靈を以
 二 て彼等と偕に證せり五 うれ神の我儕が言どころの來らんとする世を天の
 一 使等にの服のせざりき六 或篇に人證して曰けるの人を誰として爾これを
 心に記るや人の子を誰として爾これを眷顧るや七 爾かれを天の使等より

八 少しく遜しむ彼に榮と尊貴を冠らせ又なんぢの手にて造りし者の上に之
 七 を立たり八 なんぢ萬物を其足下に服せしむ既に萬物を之に服せしむれば
 六 必ず服せずして還る物あし然と今お至るまで我儕萬物の未だこれに服せ
 五 しを見ず九 惟われら天の使等より少く遜されし者即ち死の苦を受しに因
 四 て榮と尊貴を冠せられたるイエスを見たり其死たるの神の恩に因て衆の
 三 人に代り死を嘗へんが爲なり十 是はおほくの子を榮に導かんとして其を救ふ
 二 君をして苦難を以て成しむるの萬物の歸するところ萬物を造れる者に應
 一 ること也十一 うれ潔る者と潔らるる者と凡て一より出この故に彼等を兄弟
 十二 と稱るを恥とし給はずして十二 曰らく我なんぢの名を我が兄弟に示さん爾
 十三 を教會の中に讚ん十三 また曰く我かれに依頼ん又いとく我と神の我に予へ
 十四 し諸子を視よ十四 うれ諸子の偕に肉と血とを具れば彼も同く之を具ふ是死
 十五 をもて死の權威を有るもの即ち惡魔を滅ばし十五 かつ死を畏て生涯つな
 十六 るる者を放たん爲なり十六 實に天の使等を助すアブラハムの子孫を助く十七

十八 是故に神に屬する事について矜恤と忠義なる祭司の長となりて民の罪を贖
 はん爲に諸事に於て兄弟の如なるの宣なり 十八 蓋かれ自ら誘はれて艱難を
 受たれバ誘はるる者を助得るなり

二 **第三章** 是故に同く天の召を蒙りし潔き兄弟よニモーセが神の全家に忠義
 をせし如く己を立し者に忠義なる我儕が信する所の使徒たる祭司の長た
 るイエスを深く思へし三の家を建りし者の家より過て榮あるが如く彼
 もモーセよりの過て榮を受べき者とせられたり 四 凡る家の之を建れる者
 あり萬物を造れる者の神なり 五 夫モーセの將來に言傳へられんとする事
 の證をせんが爲に僕人の如く神の全家に於て忠義をなし 六 キリストの子
 たる者の如く神の家を宰れり我儕もし信仰と望の喜とを終まで堅く保
 我儕の其家なり 七 是故に聖靈の云る如くせよ爾曹もし今日其聲を聽べ野
 に在て主を試みたる日らの怒を惹し時の如く 八 爾曹心を剛愎にする勿れ
 九 其處に於て爾曹の列祖吾を試み我をためし又四十年の間わが作爲を視

十 たり 十 是故に我らの代の人を怒て彼等の常お心惑りと曰り然と我道を知
 ざりき 十一 故に我憤りて彼等の我が安息に入べからずと誓たり 十二 兄弟よ爾
 曹が中に不信仰なる惡き心を懷て活神の前より離れ墮ること莫らんやう
 慎むべし 十三 爾曹のうち誰一人罪の誘惑に由て剛愎にならざるやう今日と
 稱るうちに日々互に相勸めよ 十四 一の我儕もし始の信仰を終まで堅く持
 キリストに與る者とならん 十五 夫いへることあり若し今日の聲を聽べ怒
 を惹し時のごとく爾曹の心を剛愎にする勿れ 十六 聞ておは怒を惹し者の誰
 ぞやモーセに従ひてエジプトより出たる衆の者に非ずや 十七 神の四十年の
 わひだ誰に向て怒しや罪を犯して其屍を野に仆しと者どもに怒れるなら
 ず乎 十八 又の安息に入べからずと誰に向て誓しや信仰せざりし者等に誓
 るならず乎 十九 是に由て觀べ彼等が入ことを得ざりし不信仰に由てなり
第四章 是故に我等畏るべし其安息にいる約束の今も尙のこれども恐く
 亦爾曹のうち之に及ざるものあらん 二 蓋われらも彼等が如く福音を宣傳

三 られたり惟かれらが聞き所の言の信仰劑ざりしが故に聞る者に益な
 かりき三 信する所の我儕の安息に入こを得なり即ち言給ひたるが如し
 我怒れるとき誓て彼の我が安息に入べからずと云り然とも地基を奠し時
 より其工のみな成り四 或篇に七日について左の如く云り神の第七日
 に凡て其工を息めり五 又この篇に彼等の我が安息に入べからずと云り
 六 然心之に入べき者あり先に福音を傳られたる者の信せざるに由て入ざ
 りし也七 是故に多年を経て後またダビデの書に於て日を定て今日と云り
 前に云し如く今日もし其聲を聽バ爾曹心を剛愎にする勿れ八 若ヨシユア
 彼等を息せなば其のち神の他の日を言ざるべし九 然バ安息の神の民に遺
 れり十 既に安息に入し者の神おのれの工を安息し如く彼も其工を息めり
 十一 是故に彼等の如き不信仰に倣ひて陥ざるやう我儕この安息に入んこと
 を罷勉べし十二 うれ神の言の活てかつ能あり兩刃の劔よりも利く氣と魂と
 十三 た筋節骨髓まで刺し割り心の念と志意を監察ものなり十三 また物として神

十四 の前に顯れざるのなし我儕が係れる者の眼の前に凡のもの裸にて露る〇
 十五 然バ我儕お雲霄を通りて昇りし大なる祭司の長すなりち神の子イエス
 あり故に我儕信する所の教を固く持つべし十五 蓋われらが荏弱を體恤こと
 能ざる祭司の長の我儕に非ず彼の凡の事に我儕の如く誘われたれを罪を
 犯さふりき十六 是故に我儕恤をうけ機に合ふ助となる恩恵を受ん爲に憚ら
 ずして恩寵の座に来るべし
 十七 人の中より選るる諸の祭司の長の人のために神に屬ことを任せら
 れて罪の供物と犠牲を献ることをする者なりニ己みづから荏弱に周るれ
 ば亦愚昧なる迷へる者を憐むことを得なり三 是に因て民れ爲になす如く
 己が爲にも罪の禮物を献ざるを得ず四 此尊貴のアロンの如く神の召を受
 たる者に非れば自ら之を取者なし五 此の如くキリストも自ら尊びて祭司
 の長どの爲ざりき爾の我子也我今日爾を生りと言し者彼を尊びて然なせ
 り六 又別の篇に爾の窮あくメルキセデクの班の如き祭司たりと云給へる

七 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七

が如し七 かれ肉體に在しとき哀哭び涕を流して死より己を救得る者に祈りまた懇求をなし其敬畏によりて聽るゝことを得たり八 かれ子たれども受る所の苦難に由て順ふことを效ひ九 既に完全ければ凡て彼に順ふ者の永 救の原となれり十 彼のメルキセデクの班の如き祭司の長なりと神に稱られき○十一 此に就て我儕多の語るべき言われと爾曹が耳にふきに因て講明がたし十三 既に爾曹の時を経こと久しければ人の師となるべき者なるに今又神の示し給へる教の端を教られざるを得ず爾曹の堅き食物ならで乳を用べき者となれり十三 凡る乳を用る者の赤子なれば義に屬る教に熟せず十四 夫かたき食物の心を勞かせ練て善惡を辨へうる成人の用るもの也

是故に我儕キリストの教の始を離れ死行の悔改め神に屬る信仰三萬殊の洗の禮また手を按こと死し人の復生かぎりなき審判これらの教の基の再び置ことをせずして完全に進むべし三もし神許し給ひ我儕これを行ん四 一の光照をえ天の賜をうけ聖靈を蒙り五 神の善言と來世の

六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七

權能とを嘗ひて後 墮落する者の神の子を再び十字架に釘て顯辱とするが故に復これを悔改に立返らすること能はざる也七 うれ地まべく其上に降る雨を吸入て耕者の爲になるべき菜蔬を生せば神より恩を受八 然と荆棘と蒺藜を生せば棄られ且詛に近く其終の焚るべし九 愛する者よ我儕如此いへと爾曹が此に愈れること即ち救に近ことを深く信せり十 神の爾曹が先に聖徒の事へ今も尙これに事るの功勞と聖名の爲に顯し其愛を忘るゝ不義なる者に非ず十一 爾曹おのゝ終に至るまで疑を懐かざる望を保んが爲に以前と同じ懇懇を表し怠らずして十二 かの信仰と忍耐を以て約束を嗣る者に倣んことを我儕欲へり十三 うれ神のアブラハムに約束し給しとき己より大なる者れ指て誓ふべきなきが故に己を指て誓十四 日給ける我なんちを大に恵まん又なんちの子孫を大に益ん十九 かれ忍て此の如く約束のものを得たり十六 凡る人の己より優たる者を指て誓ふまた事を定る誓ひ凡て彼等の争辨を止るなり十七 然バ神の約束を嗣者に其旨の易らざる

十八 ことを愈表さんとして約束の上にもた誓を立給へり神の誑ること能ざる此二件の易きことの前に立どころの望を執んとて怒を避たる我儕を慰めんが爲なり我儕が此望の靈魂の錨の如し堅固して動かす幔の内に入入我儕の爲にイエス前驅して其處に入メルキセデクの班の如く窮なく祭司の長とされり

十九 此メルキセデクのサレムの王にて至高き神の祭司ありしがアブラハム王等を殺して旋しとき彼アブラハムを迎て祝せりニアブラハム之に凡て所獲の十分の一を分たり先づの名を譯バ義の王次にサレムの王と云これ即ち平康の王なり彼の父なく母なく族譜なく生の始なく亦終もあし神の子に象られて恒に祭司たりき先祖アブラハム所獲の最も善物の十分の一を以て彼に予れ其人の如何に尊かを思ふべしレビの子孫のうち祭司の職を受ける者の律法に循て民即ち其兄弟より十分の一を取を命せらる彼等のアブラハムの腰より出たる者と雖もあは然あせり六され

九 八七 此血脈に非ずして彼のアブラハムより十分の一を取て其約束を有てる者を祝せり劣れる者の優れる者に祝さるゝの論なきこと也此なる十分の一を受る者の死べき者彼なるの活る者なりと證せられたりまた十分の一を受る所のレビもアブラハムによりて十分の一を輸たりと言べし蓋メルキセデクが彼に遇るときレビも其父の腰に在り民のレビの裔なる祭司の職に本きて律法を受たり若この職に頼て完全ことあらん何ぞ別にアロンの班と稱ざるメルキセデクの班の如き祭司の起ることを求めん乎既に祭司の統かゝる時の律法も亦必ず易るべし此等の事の祭壇に役たる者なき支派に属る者を指て言り我儕が主のユダより出し事の明かなりモーセこの支派に就て祭司の職のこと何をも言ざりき既にメルキセデクの如き他の祭司起たれば律法の易るとも愈明らけし彼の肉體に係る律法の例に循ひて立す朽ざる生命の能に循ひて立り蓋メルキセデクの班の如く爾の窮なく祭司たりと證せられたれば也十八

十九 律法の何事をも全うせし所なし十九 是故に前の法度の荏弱と益なきを以て廢せられ更に愈れる善望を立られたり我儕この望に因て神に近くことを得なり二十 かの一人々の誓なくして祭司となれど彼の誓を以て祭司とされり是主かひりなき誓を立て爾のメルキセデクの班のごとく窮なく祭司たりと語れる者による是の如くイエスの誓に非ざれば祭司とならざるは尤も善契約の保証人となれり三 彼等の死あるに因て永く存こと能はず故に祭司となりたる者多き四 然どイエスの窮なく存が故に易ことなき祭司の職を有り五 是故に彼の己に頼て神に就る者の爲に懇求んとて恒に生れれば彼等を全く救ひ得なり六 是の如き祭司の長の我儕に當れる者なり彼の聖潔して不善ことなく纖垢なくして罪人に遠かれり且天よりも高し七 又かの祭司の長等の如く先おのれの罪のち民の罪の爲に日ごと犠牲を獻べき由なし蓋すでに一次おのれを獻て之を成べなり八 うれ律法の弱き人を立て祭司の長となせり然ど律法の後の誓の言の窮なく全き子を立

たり
第八章 我いへる所の肝要は是の如き祭司の長の我儕に在ことなり彼の天に於て大なる威光ある者の位の右に坐して二 聖所に役ふ即ち人の建る所に非ず主の建たまへる所の眞の幕屋なり三 諸の祭司の長の立られたるは禮物と犠牲を獻る爲なるが故に彼も亦かならず獻る所の物あるべし四 彼もし地に居れば祭司と爲べからず蓋すでに律法に循ひて禮物を獻る祭司あれば也五 彼等が事する所の天にある者の状と影なりモーセ幕屋を造らんとせし時に爾 愼て凡の事をなすに山に於て我なんぢに示しと所の式に遵ふべしと示されたりし如し六 然ど今かれの愈れる約束に基きて立られたる契約の中保となる是の如く彼の勝れたる職を得たり七 一の初の契約もし虧ることなくば後の契約を立ることを索めじ八 一の虧る所を彼等に示して曰く主いひ給ひける我イスラエルの家とユダの家に新約を立て全備するの日來らん九 この約の我手を執て彼等の先祖をエジプトの地よ

十 導き出せる日に立し所の如きには非ず蓋かれら我が契約に居す我また彼等
 十一 後われイスラエルの家に立んとする契約の此なりわれ我が律法を
 十二 念に置また其心に銘さん我かれらの神となり彼等我が民と爲べし各人
 十三 我を識んわれ彼等の不義を恤み其罪と惡をまた意に記されば也
 十四 既に新と謂し初の物を舊とする也
 第十五 第九節 初の契約に祭の禮儀と世に屬る聖殿とあり
 第十六 聖所と稱く内に燈臺と案と供のパンあり
 第十七 又第二の幔の後の幕屋を至聖所と稱く
 第十八 所に稱くここに金の香鑪と徧く金を蔽ひし契約の櫃あり此中にマナを
 第十九 藏めたる金の壺とアロンの芽し杖と二の契約の碑あり
 第二十 上に贖罪所を覆へる耀榮のケルビンあり
 第二十一 今これらに就て詳かに言す此の如く此等のもの既に備はり祭司等
 第二十二 常に前の幕屋に入て祭を行り七 奥なる幕屋の

八 祭司の長のみ年に一次いれ血を携ずして入こと亦し是おのれと民の
 九 愆の爲に獻るあり 聖靈これを以て前の幕屋のなは在りし時に至聖所に
 十 入べき路の顯れざりし事を示す九 この幕屋の當時のために設られたる表
 十一 式あり之に循ひて獻たる禮物と犠牲の奉事者者の良心を全うするこ
 十二 と能いざりきこれらいたゞ肉體に屬る儀文にして食もの飲もの及さま
 十三 ざまの洗滌と共に振興らん時まで負せられたる耳 今キリスト既に至れ
 十四 り彼來らんとする嘉事の祭司の長にして手にて造れる幕屋すあち此
 十五 世に屬る所の者あらぬ愈りたる大なる全き幕屋により 羊牘の血を用ず
 十六 己が血をもて一たび聖所に入て永遠贖をなすことを得たり 汚穢に
 十七 灑て牛および羊の血また焚る牝犢の灰と肉體の潔むることを得べし
 十八 況て永遠靈により瑕なくして己を神に獻しキリストの血の爾曹に活神を奉
 十九 事せんがため死の行を去しめて其心を潔ることを爲ざらん乎 是故に彼
 二十 新約の中保とされり是はじめの契約の時に犯せる罪を贖ふべき死ある

十六 によつて召れたる者の窮乏き世嗣の約束を得んが爲あり十六凡る遺書あると
 十七 きに必ず之を録し者の死たることを顯さるを得ず十七それ遺書の之を
 十八 録せる者の活る時の少の力あること無うの人死てのち堅うある也十八是故
 十九 に初の契約も血なくしての立ざりき十九モーセ律法に遵ひて諸の誠を衆の
 二十 民につげ贖と羊の血および水を取て絳の毛と牛膝草をもて書と衆の民に
 二十一 灑て云二十一これ神の爾曹に命じ給へる契約の血あり二十一また此の如く血をも
 二十二 て幕屋と凡の祭器に灑り二十二凡る律法に循に諸の物の血を以て潔らる血
 二十三 を流すと有ざれば赦さる事あり二十三是故に天に在もの二十三に象りたる物二十三必
 二十四 ず此等をもて潔られしかと天に在もの二十四此等よりも愈りたる犠牲を以て
 二十五 潔らるべき也二十五キリストの眞の物の模ある手にて造る聖所に入ず今より
 二十六 永く我儕の爲に神の前に顯れんとて眞實の天に入ぬ二十六また彼の祭司の長
 二十七 の年ごとに他の物の血をもて聖所に入如く屢おのれを獻ることをせず二十七
 二十八 もし然らず彼創世より以來二十八苦難を受べきあり然と己を犠牲とさ

二七 して罪を除かんが爲に今世の季にひとたび顯現たり二七一たび死ること
 二八 死て審判を受けること一人に定れる事也二八如此キリストも多の人の罪を
 二九 負んが爲に一たび犠牲とせらる彼の復罪を負こと二九己を望む者に再び
 三〇 顯現て救を施すべし

第一章 律法の來らんとする善事の影にして實の形に非ざれば年ごとに斷
 一 ず獻る所の祭物を以て神に來る者を恒に成全すること能はず一もし成全
 二 することを得ば獻祭者一たび潔られ復罪を覺えざるが故に獻ることを止
 三 ざらん乎三然と年ごとに此祭をあすに因て罪を憶ること現る也四こ
 四 れ牛と羊の血の罪を除くこと能ざるに因五是故に彼世に臨るとき曰ける
 五 爾犠牲と禮物を欲まず唯わが爲に肉體を備ふ六あんぢ燔祭と罪祭を悦
 六 ばず七厥時われ曰ける八神よ我あんぢの旨を行んとて來る即ち我につ
 七 いて書に録されたり八先に犠牲と禮物と燔祭と罪祭すあんぢ律法に循
 八 ひて獻るものを欲まず又悦ばずと言九後に神よ我なんぢの旨を行はん

十 として來れりと言ふの後なる者を立ん爲に其先なる者を除けり十の旨に
 十一 適て我儕の潔らる此のイエスキリストの一次おのが肉體を獻しに因てあ
 十二 り十一諸の祭司の日ごとくに立て奉事をあし少か罪を除くこと能はざる同じ犠
 十三 牲を屢々獻ぐ十二然と此人の一次罪の爲に一の犠牲を獻て窮なく神の右に
 十四 坐し十三の敵を足登となさん時を俟り十四蓋かれ一の獻物を以て潔らる者を
 十五 永遠全成すれば也十五聖靈また我儕に之を證す蓋この日の後われ彼等と立
 十六 んとする契約の此なりと云る後に十六主い給はく我が律法を其心に置く
 十七 の衷に銘し十七復りの罪と惡とを我が意に記しと有がゆる也十八既に此等の
 十八 赦あらんに復罪のために獻ること無るべし十九是故に兄弟よ我儕イエス
 十九 の血に由て其我儕の爲に開たる新しき生路より慢る其肉體を過り憚ら
 二十 ずして至聖所に入事を得二十かつ神の家を理る二一大ある祭司われバ三我儕
 二十一 誠實の心と疑を懐かざる信仰を保ち心の惡念を瀝れ清水をもて身を洗れ
 二十二 て近くべく三三又認す所の望を動かさずして固く守るべし蓋約束せし者

二四 誠信なれば也二四われら互に顧みて愛心と善行を激勵し二五會集を輟る或人
 二六 に傲ふことなく共に相勧め其日いよく近るを見て益此の如くあすべし
 二七 若われら眞理を曉得せられし後なほ放縱に罪を犯さば罪を贖ふ犠牲ま
 二八 た有ことなく二七惟おられて審判を待ことと仇敵を焚滅さんとする烈火の
 二九 み遺るなり二八モ一七の律法を廢る者もし二三人の證あらば恤まるること
 三十 無して死べし二九況て神の子を蹂躪みづから潔られし契約の血を尋常のも
 三十一 のどなし又恩を施す靈を侮る者の受べき其罰の重こと幾何と意ふや三十主
 三十二 いなく仇を報るの我にあり我報べし又いはく主の民を鞫かん如此いへ
 三十三 る者を我儕の知三三活神の手に陥るの畏るべき事なり三三さんなら昔し光照
 三十四 を受しの大なる苦の戦争を忍たりし日を憶起べし三三或の詭詐と艱辛を
 三十五 うけ人に觀玩の如くせられ或の斯る事にあふ者に與ることを爲り三四うの
 三六 爾曹わが縲紲に在る體恤また己がために天に於て愈美たる常に存つべき
 三十七 業あるを知り人の爾曹が業を奪んとするをも喜びて受たり三五是故に爾曹

三六 の大なる報を受べき信仰を投棄ること勿れ三六 なんぢら必ず用べきもの
 三七 忍耐なり是神の旨を行ひて約束の者を受んが爲なり三七 今片時ありて來る
 三六 者きたらん必ず遅らじ三八 義人の信仰に由て生べし若し退かば我が靈魂こ
 三九 れを喜どせじ三九 然ど我儕退きて沈淪に及ぶべき者に非ず信じて靈魂の救
 を得べき者なり

四〇 然れ信仰の望む所を疑はず未だ見ざる所を憑據とするもの也
 四一 古の人これに由て美稱を得たり三 われら信仰に由て諸の世界の神の言に
 四二 て造れ如此みゆる所のもの見べき物に由て造れざることを知 信仰に
 四三 由てアベルのカインより愈れる祭物を神に獻て義者と證せられたり蓋神
 四五 の禮物について證し給へば也かれ死れども信仰に由て今は言へり五
 四六 信仰に由てエノクの死ざるやうに移されたり神これを移しに因て人見
 四七 出すことを得ざりき彼いまだ移されざる先に神に悦ぶる者證せられ
 四八 し也 信仰なくば神を悦ぶすこと能はず蓋神に來る者の神あるを信じ且

七 神の必ず己を求る者に報賞を賜ふ者なるを信すべければ也 信仰に由て
 八 ノアの未だ見ざる事の示を蒙り敬みて其家族を救ん爲に舟を設けたり之
 九 に由て世の人の罪を定めまた信仰に由る義を受べき嗣子となれり八 信仰
 一〇 に由てアブラハムハムハムの承繼べき地に往どの命を蒙り之に遵ひるの往ど
 一一 ころを知らずして出たり九 彼また信仰に由て異邦に在が如く約束の地に寓
 一二 り同じ約束を相嗣るイサクヤコブと共に幕屋に居り十の神の造營める
 一三 所の基ある京城を望めば也 十一 信仰に由てサラも孕を寓さるゝ力をうけ年
 一四 邁しかども子を生子是約束せし者の誠信なりとまづれば也 十二 是故に死た
 一五 る者の如き一人より天の星の多と海邊の砂の數へ難きが如く生出たり十三
 一六 此等の皆信仰を懷きて死り未だ約束の者を受ざりしが遙かに之を望て喜
 一七 び地に在ての自ら賓旅なり寄寓者なりと言ひ十四 如此いふ者の家郷を尋る
 一八 事を表す也 十五 彼等もしろの出し地を念ひ歸るべきの機ありしなるべし
 一九 然ど彼等の更に愈れる所すなはち天に在どころを慕へり是故に神其

十七 神と稱ることを恥とせざりき蓋かれらの爲に京城を備へ給ふれば也十七信
 仰に由てアブラハムは試られし時イサクを獻たり彼の約束を受し者なる
 十八 其獨子を獻たり十八 此子に就て爾の子孫イサクに由て稱らるべしと云
 十九 れたりき十九 彼おもへらく神の死より之を復活し得ると即ち死より彼を受
 二十 しが如なりき二十 信仰に由てイサクの來らんとする事に就てヤコブとエサ
 二十一 ヲを祝せり二十 信仰に由てヤコブの死んとする時にヨセフの二人の子を祝
 二十二 し又の杖の頭に扶て崇拜をなせり二十 信仰に由てヨセフの死んとする時
 二十三 にイスラエルの子孫のエジプトより出る事について語り又おのが骸骨の
 二十四 事に就て命じたり二十三 信仰に由て父母のモーセの生れたる時々の美都子
 二十五 なるを見て三月の間これを匿し又王の命をも畏ざりき二十三 信仰に由てモー
 二十六 セの成長し時パロの女の子と稱るを辭たり二十五 暫く罪の樂を享んよりの
 二十七 寧ろ神の民と共に苦難を受んことを善とし二十六 キリストの爲に受る詭謀の
 エジプトの貨財よりも寶貴と意へり蓋報賞を認て望ばなり二十七 信仰に由て

二十八 彼のエジプトを離れ王の怒を畏れざりき是見ざる者を見が如く耐忍べバ
 二十九 也二十九 信仰に由て彼の逾越節と血を灌ぐ禮を守れり蓋長子を滅す者の彼等
 三十 に抵ざらんが爲あり二十九 信仰に由て彼等の紅海を陸の如く涉しがエジプト
 三十一 の人の之を涉らんとして溺れ死たり三十 信仰に由て七日の間エリコの城を
 三十二 環巡たるに遂にうの石垣くづれたり三十一 信仰に由て妓婦のラハブの信せざ
 三十三 る者と共に亡ざりき蓋偵者を接て之を平安ならしめたれば也三十二 われ更に
 三十四 何を言んや若ギデオン バラク並サムソンイビタダビデ並サムエル及び
 三十五 預言者等の事を言んにの時足ざる也三十三 かれら信仰に由て諸國を服し義を
 三十六 行ひ約束の者をえ獅の口を箝み三十四 火勢を滅し劍の刃を避け荏弱よりして
 三十七 剛強せられ戦争に於て勇しく異邦人の陣を退かせたり三十五 婦も亦死たる者
 の復活を受しとあり亦ある人の最も愈ざる復生を得べき爲に酷刑らきて
 三十八 死ることを欲まざりき三十六 また或人の嬉笑をうけ鞭扑れ縲紲と囹圄の苦
 三十九 を受三七 石にて擧れ鋸にてひかれ火にて焚れ刃にて殺され綿羊と山羊の皮

三八 衣を穿て經あるき窮乏して艱苦めり
 三九 世の彼等を居に堪ず彼等の曠野と山
 四〇 地の洞と穴とに周流たり
 四一 彼等の皆信仰に由て美名を得たれども約束
 四二 所の得ざりき
 四三 彼の等も我儕と借ならざれば成全すること能はざる
 四四 爲に更む愈れる者を神預じめ我儕に備へ給へり
 四五 是故に我儕かく許多の見證人に雲れ如く圍れたれば諸の重負と
 四六 繁る罪を除き耐忍びて我儕の前に置れたる馳場を趨り
 四七 二イエス即ち信仰
 四八 の先導となりて之を成全する者を望むべし彼の其前に置どころの喜樂に
 四九 因てその恥をも厭はず十字架を忍びて神の寶座の右に坐しぬ
 五〇 さんぢら
 五一 倦疲れて心を喪ふこと莫らん爲に惡人の如此おのれも逆ひしをも忍たる
 五二 者を思ふべし
 五三 さんぢら惡を争ひ拒て未だ血を流に至らず
 五四 また子に告
 五五 其が如く告給ひし言を爾曹忘れたり曰く我子よ爾主の懲治を輕する勿れ
 五六 其譴責を受るとさ心を喪ふ勿れ
 五七 六の主の愛する者を懲め又すべて其
 五八 納る所の子を鞭てり
 五九 さんぢら若この懲治を忍べ
 六〇 神の子の如く爾曹を

八 待ひ給ふなり誰か父の懲めざる子あらん乎
 九 衆の人の受る懲治もし爾曹
 一〇 に無ばりの私子にして實子に非ず
 一一 又我儕の肉體の父の我儕を懲めし者
 一二 なるに尙これを敬へり況て靈魂の父に服ひて生を得ざるべけん乎
 一三 肉體
 一四 の父の其心に任せて暫く我儕を懲む然と靈の父の我儕に益を得しめて其
 一五 聖潔に與らせんがため懲むるを爲す
 一六 凡の懲治今の悦しからず反て悲と
 一七 意はる然と後之に由て鍛鍊する者に
 一八 義の平康ある果を結ばせり
 一九 是故
 二〇 に爾曹疲たる手弱たる膝を健にせよ
 二一 足蹇たる者の迷ふとさく瘥されん
 二二 が爲爾曹の足に平直なる徑を備ふべし
 二三 爾曹衆の人と和睦とをあし自ら
 二四 潔らんとを務めよ人もし潔らざる主に見ゆることを得ざるあり
 二五 爾曹慎め
 二六 よ恐らくの神の恩寵に及ばざるものあらん
 二七 恐らくのエサウの如く淫を行ひ妄ある
 二八 さん且多くの人之に因て汚るべし
 二九 恐らくの
 三〇 事をあす者あらん彼の一飯のために長子の業を嚙り
 三一 其のち祝ふ所の福
 三二 を嗣んとを求めたれども終に棄られ涙を流して志を挽回さんとせしが得て

十八 能いざりし爾曹の知どころ也。○十九 爾曹の近ける所の捫るべき山も非
 ず或い欲たる火あるひに密雲あるひは黒暗あるひは暴風十九あるひに籟の
 音あるひに言語の聲にも非此聲を聞き者再び言をもちて語給いざると
 二十 を求へり三十九の獸さへ若し山に觸あべ石にて撃るべしと命せられしを彼
 二十一 等忍ぶこと能いざりし故なり三十九の見しどころ極て畏しかりけれバモ
 二十二 セも我甚く恐懼戰慄りと曰り三十九然も爾曹の近ける所のシオンシオンの山また活
 二十三 神の城ある天のエルサレムまた千萬の衆すなりち天使の聚集三十九天に録さ
 二十四 れたる長子ども長子の教會また衆の人を鞠く神および成全せられたる義人の
 二十五 靈魂三十九新約の中保なるイエス及び濯ぐ所の血なり此血の言どころハアベ
 二十六 ルの血のいふ所よりハ尤も愈れり三十九慎みて告る所の者之拒む勿れ若し地
 二十七 にて示せる者を拒し彼等死かるゝ事おかりしならバ況て我儕天より示せ
 二十八 る者を拒て免るゝことを得んや三十九昔ハ其聲地を震へり今ハ彼つげて曰く
 二十九 我また一次地のみならず天をも震いん三十九この再一次と言るハ震るべき

一 者の棄られんことを示す此等の造られたるハ震いれざる者の存んため也
 二 是我に我儕震れざる國を得たれば恩に感じて虔み敬ひ神の意旨に合ふ
 三 所をもちて之に事ふべし三十九夫われらの神ハ燬盡す火あり
 四 勿れ或人かく行たれば知ずして天使を接待せり三十九己どもに囚るゝが如
 五 く囚者を念へ爾曹も亦身に在が故に苦む者を念ふべし四十九なんぢら婚姻の
 六 事を凡て貴め又牀をも汚すこと勿れ神ハ荷合また奸淫する者を審判たま
 七 はん五十九なんぢら世を過るに貪ることをせず有どころを以て足りとせよ蓋
 八 われ爾を去す更に爾を棄じと云給ひたれば也六十九然ハ我儕毅然して曰べし
 九 主われを助る者なれば畏おし人われに何をか行んと七十九神の道を爾曹に教
 十 へ爾曹を導く者を念へ其行の果を觀てろの信仰に效ふべし八十九イエスキリ
 十一 ストハ昨日も今日も永遠變らざる也九十九萬殊ある教と異ある教に揺蕩さる
 十二 る事勿れ恩に由て心を堅固せられ飲食に由ざるハ善し飲食に由て行ひた

十 者益する所あかりき 我儕に祭壇あり此上の物を幕屋に事する人の食
 十一 ふことを得ざる也 祭司の長罪を贖めんが爲に獸の血を携へて聖所に入
 十二 ろの獸の體を營外にて焚り 是故にイエスも己の血をもて民を潔んが爲
 十三 に門の外に苦を受しなり 然るに我儕も彼の訥諍を負て營外に出かれに往
 十四 べし 我儕ここに在て恒に存つべき城邑あし惟きたらんとする城邑を求
 十五 是故に我儕かれに由て恒に讚美の祭を神に獻べし即ち其名を頌る唇
 十六 の果なり 然とまた善を行と施捨を行ことを忘るゝ勿れ此の如き祭の神
 十七 これを悦べ也 爾曹を導く者に循ひて服すべし彼等己が事を神の前
 十八 に訴ふべき者なるが故に爾曹の靈魂のために守ることを爲べなり彼等を
 十九 歎せず歡びて守ることを爲しむべし然ざれば爾曹に益あし 十八 なんぢら我
 二十 儕のために祈禱せよ我儕よき心ありて凡の事に善行をなさんと爲ことを
 信すれば也 十九 われ尙も速に爾曹に歸ることを得んが爲に爾曹の祈んこと
 を更に求む 二十 願く窮なき契約の血に由て羊の大牧者なる我儕の主イエ

二 スキリストを死より甦らしむ平安の神ニイエスキリストに由て其悦ぶ所
 三 を爾曹の心の中に起し又爾曹をして其旨を行のせんが爲に凡の善事に於
 四 て爾曹を全うせしむべし榮光かれに歸して世々暨なからん アメン ○ 三
 五 兄弟よ今われ爾曹に略かき贈りたれば我が勸の言を容んことを請 我儕
 六 が兄弟テモテの釋されし事を爾曹知べし彼も速かに來らば我かれと偕
 七 に爾曹を見ん 八 請すべて爾曹を導く者および諸の聖徒に安を問イタリヤ
 九 より來りし者も安を爾曹に問り 十 願く恩寵あんぢら衆の人と偕に在ん
 十一 ことをアメン

新約全書希伯來書 終

新約全書使徒ヤコブの書

一 神および主イエスキリストの僕ヤコブ各處に散るる十二の支派に
 二 安を問 二 わが兄弟よ若なんぢら各様の試誘に遇ハ之を喜ぶべき事とすべ
 三 し 蓋なんぢらの受る信仰の試みの爾曹をして忍耐を生せしむると知ハ
 四 なり 四 あんぢら全く且備りて缺る所なからん爲に忍耐をして全く働かし
 五 めよ 五 爾曹の中もし智慧足ざる者あらバ夫の答ることなく惜ことあくし
 六 て衆人に予る神に求めよ然バ予られん 六 然ぞ疑ふことあく信じて之を求
 七 むべし疑ふ者の風ふ撼されて翻へる海浪の如し 七 斯の如き人の主より何
 八 物をも受ると想ふ勿れ 八 斯の如き人の貳心にして其行ふ所の事すべて定
 九 準なし 九 卑き兄弟の其高せらるる事を喜樂とせよ 十 富る者は其卑せらる
 十 事と喜樂とせよ 蓋草の花の如く逝べければ也 十一 それ日出て熱し草を枯
 十一 せば其花おち其美しき容きゆ富る者も亦かくの如く其爲どころ半にして
 十二 己まづ亡ん 十二 忍て試誘を受る者の福なり 蓋こころみを経て善とせらるる

十三 時の生命の冕を受べければ也この冕の主己を愛する者に約束し給ひし所のもの也
 十四 誘ふる者の神われを悪く誘ふと言なかれ神の惡に誘れず亦人をも惡に誘ひ給はず
 十五 人惡に誘ふる己の慾に引れて誘はるる也慾す
 十六 すでに孕て罪をうみ罪すでに成て死を生すわが愛する兄弟よ自ら欺く勿れ
 十七 凡の善賜と全き賜のみな上より諸の光明の父より降るなり父の變ること無また轉動て顯るる影もなき者あり
 十八 され己の旨に循ひ眞道を以て我儕を生り是我儕をして其造る所の物の中あて初に結べる果の如き者とならしめん爲なり
 十九 是故に我が愛する兄弟よ人おのゝ聽ことを速かにし語ることを徐し怒ことを徐すべし
 二十 人の怒の神の義を行ふ事をせざれば也
 二十一 然に諸の汚穢と多の邪惡をすて柔和を以て爾曹の心に殖たる所の靈魂を救得る道を受べし
 二十二 なんぢら道を行ふ者となるべし徒これを開のみおして自己を欺く者となる勿れ
 二十三 それ道を開のみおして之を行はざる者の鏡に向て本來の面をみる人に似たり
 二十四 かれ己を照し觀て去

二十五 のち直に其如何なる相貌なりしかを忘る然に自由なる全き律法を切々に觀て離れざる者は是功を行ふ者にして聞て忘るる者に非ず
 二十六 斯人の行ふところ福あらん
 二十七 爾曹のうち誰か若みづから神に事る者と意ひて其舌に嚙をつけず自ら其心を欺かば其事ること徒然なり
 二十八 神なる父の前に潔して穢なく事ること孤子と寡婦を其患難の中に眷顧また自ら守て世に汚れざる是なり
 二十九 爾が兄弟よ爾曹榮の主なる我儕の主イエスキリストの信仰の道を守らん
 三十 人に人を偏視ること勿れ
 三十一 もし人金環をはめ美しき衣服を着て爾曹の會堂に來り又貧き人汚たる衣服を着て來らんに
 三十二 なんぢら美しき衣服を着たる人を顧みて爾この榮位に坐れと曰また貧者に爾彼處に立といひ或の我が足下に坐れと曰
 三十三 爾曹の各人のうち區別を立また惡念を以て人を分ものに非ずや
 三十四 我が愛する兄弟よ聽け神の斯世の貧者を選んで信仰に富せ己を愛する者に約束し給ひし所の國を嗣べき者とならしめ給ふ

六 非ずや 然るに爾曹貧者を藐視たり 爾曹を凌虐また裁判所に曳もの
 七 富者に非ずや 彼等の爾曹が稱らるる所の美名を誦す者に非ずや 爾曹
 八 もし聖書に載る所の己の如く 爾の憐れを愛すべしと云る貴き法を守らば 其
 九 行ふところ善 然と若し人を偏視ることをせば 是罪を行ふなり 律法爾曹
 十 を定めて罪人とせん 十 人律法を悉く守るとも 若るの一に躓かば 此全を犯
 十一 すなり 十二 爾れ姦淫する勿れと言ふ者 また殺すこと勿れと言ふ 爾曹姦淫せ
 十二 ずとも 若し殺すことをせば 律法を犯す者となる也 十二 なんぢら言ふこと行
 十三 ふこと 自由の律法に循て 鞫を受んとする者の如くすべし 十三 憐むことをせ
 十四 ざる者の鞫かるる時 また憐まるること 無らん 矜恤の鞫に勝なり 〇十四 わが
 十五 兄弟よ 人自ら信仰ありと言て 若し行なくば 何の益あらん乎 爾の信仰いか
 十六 で 彼を救ひ得んや 十五 もし兄弟あるひに 姊妹裸躰にて 日用の糧に乏からん
 十六 に 爾曹のうち 或人これに曰て 安然にして 往け 願く 爾曹温かにして 飽
 ことを得よと 而して 其身體に 無でならぬ 物を之に 予すば 何の益あらん乎

十七 此の如く 信仰もし 行を兼ざるとき 乃ち 死るなり 十八 或人いはん 爾信仰
 あり 我行あり 請なんぢが 行を兼ざる 信仰を 我に 示せ 我の 我が行に 由て 我
 十九 が 信仰を 爾に 示さんと 十九 さんぢ神の 唯一なりと 信す 如此 信するの 善し 惡
 二十 鬼も 亦信じて 戦慄り 二十 あり 愚なる 人よ 行を 兼ざる 信仰の 死ることを 爾知
 二十一 んと 欲ふや 三 我儕の 先祖 アブラハム の 子 イサク を 壇の 上に 獻て 義とせ
 二十二 られたるの 行 自由に 非ずや 三 爾の 信仰行と 共に 働き 且 行に 由て 信仰 全備
 二十三 を 得たるを 爾見べし 三 此れ 聖書に 録して アブラハム 神を 信す 其 信仰を 義
 二十四 と せられたり 有に 應へり 彼また 神の 友と 稱れたり 二十四 なんぢら 人の 義と
 二十五 せらるるの 信仰の のみ 由に 非ず 行に 由て ことを 知なるべし 二十五 また 妓婦 ラハ
 二十六 ブ 使者を受これ 他を 途より 去しめて 義と せられたるの 行に 由て 非ずや
 二十六 身もし 靈魂は なるべし 死るごとく 信仰もし 行に 離れば 死るなり
 二十七 爾が 兄弟よ 爾曹 多く 師となる 可らず 蓋われら 師たる 者の 審判を受
 二十八 ると 尤も 重と 知べなり 二 われら 皆之 徳を 爲る 者あり 人もし 言に

三 愆なくば是全人にして全體に轡を置得るなり 三 夫われら馬を己に馴らせ
 四 んどして其口に轡を置どき其全體を馭すべし 四 舟も亦ろの形の大く且
 五 狂風に追るゝとも小舵を以て舵子の意の隨に之を運すなり 五 此の如く舌
 六 も亦小ものにして誇ること大なり視よ微火いかに大なる林を燃すを 六 舌
 七 の即ち火すなりち惡の世界なり舌の百體の中に備りありて全體を汚し又
 八 全世界を燃すなり舌の火の地獄より燃出せろの各類の獻禽昆蟲海に在る
 九 の皆制を受また既に人に制せられたり 八 然と人たれも舌を制し能はず乃
 十 ち抑がたき惡にして死毒の充るもの也 九 我儕これを以て主なる父を祝ま
 十一 た之をもて神の形に像りて造られたる人を詛ふ 十 祝と詛一の口より出わ
 十二 が兄弟よ此の如き事の有べきに非ず 十一 泉の源の一穴より甘水と苦水を並
 十三 に出さん乎 十二 わが兄弟よ無花果の樹橄欖の果を結び或の葡萄の樹無花果
 十四 の果を結ぶことを得んや斯の如く泉の源鹹水と淡水を並に出すこと能
 十五 ず 十三 爾曹のうち智くして聰明もの誰なるや柔和なる智慧を以て善行を

十四 彰すべし 十四 然と若んぢら心の中に苦嫉と忿争を懷かば是眞理に背なり
 十五 眞理に背て誇る勿れ又謙る勿れ 十五 斯る智慧の上より下るに非ず地に屬る
 十六 もの情慾に屬るもの惡魔に屬るもの也 十六 ろうの娼嫉と忿争ある所に亂と
 十七 諸般の惡事とあれ也 十七 然と上よりの智慧の第一に潔く次に平和寛容柔
 十八 順かつ矜恤と善果みち人を偏視す亦偽なきもの也 十八 義の果の平和を行ふ
 十九 者の平和を以て種に由て結ぶなり
 二十 爾曹の中の戰鬥と争競の何より來しや爾曹の百體の中に戰ふ所の
 二十一 愆より來しに非ずや 二十 爾曹貪れども得ず殺ことをし嫉ことを爲せも得こ
 二十二 と能はず 爾曹争競と戰鬥せり爾曹の求ざるに因て得ざる也 三 なんぢら求
 二十三 てなは得ざるの爾曹愆のために費さんとして妄ふ求るが故なり 四 姦淫を
 二十四 行ふ男女よ爾曹世を友とするの神に敵するなるを知らんや世の友とな
 二十五 らん事を欲ふ者の神の敵なり 五 聖書に神の我儕の衷に住しめ給ふ靈熱心
 二十六 を以て我儕を愛むと言るを爾曹虚さごとく意ふや 六 神更に大なる恩恵を

七 予ふ此に由ていふ神の驕傲者を拒ぎ謙卑者に恩を予ふと七 是故に爾曹神
 八 に服へ惡魔を拒げ然べかれ爾曹を逃去んハなんぢら神に近け然べ神あん
 九 ぢらふ近き給らん罪人よ爾曹の手を淨せよ二心の者よ爾曹の心を潔くせ
 十 よん 己を主の前に卑せよ然べ主なんぢらを高せん十一 兄弟よ互に語る勿
 十一 己を主の前に卑せよ然べ主なんぢらを高せん十一 兄弟よ互に語る勿
 十二 法を議せば律法を行ふ者に非ず律法を議する者なり十二 律法をたて人を議
 十三 議する者ハ惟一なり彼の救ふこと滅すことを爲得る也なんぢ誰なれば隣を
 十四 利を得んといふ者よ十四 さんぢら明日の事を知ず爾曹の生命ハ何ぞ暫く現
 十五 れて遂に消る霧なり十五 爾曹の言ことに易て如此いへ主もし許し給らば我
 十六 儕活て或ハ此事あるハ彼事を行んと十六 然と今なんぢら驕りて誇ることを
 十七 爲凡て此の如き誇り惡なり十七 人善を行ふ事を知て之を行らざるハ罪なり

二 第四節 富者よ爾曹既に來らんとする禍害を思て哭叫ぶべしニ 爾曹の財ハ
 三 朽なんぢらの衣服ハ蠹ハニ 爾曹の金銀ハ銹腐れり此銹證を爲て爾曹を攻
 四 かつ火の如く爾曹の肉を蝕ん爾曹この末の日に在てなは財を蓄ふることを
 五 せり 視よ爾曹が其田を穫せし雇人に予ざる値ハ叫び其刈し者の呼聲ハ
 六 既に萬軍の主の耳に入り五 さんぢら地に在て奢樂み屠らるる日に在て尙
 七 ろの心を悦べせり 六 なんぢら義者を罪に定め且これを殺せり彼なんぢら
 八 を拒ざりき○七 兄弟よ忍て主の臨るを待べし視よ農夫地の貴き産を得を
 九 望みて前と後との雨を得まで久く忍て之を待り八 爾曹も忍べ爾曹の心を
 十 堅せよ蓋主の臨り給ふこと近ければ也九 兄弟よ爾曹互に怨ること勿れ忍く
 十一 罪に定られん視よ鞆するもの門の前に立ち十 兄弟よ爾曹主の名に託て
 十二 語りし預言者を苦と忍どの式とすべし十二 われら忍ぶ者の福なりと意ふ也
 十三 なんぢら曾てヨブの忍を聞き主いかに彼に行給ひし乎の結局を見よ即
 十四 ち主の慈悲深く且矜恤ある者也十三 兄弟よ一切誓ふ勿れ或ハ天あるハ地

十三 あるひの他物を指て暫ふ勿れ爾曹是を是とし否を否とすべし恐く爾曹
 罪に定られん十三爾曹のうち誰か苦む者ある乎あらば祈禱せよ誰か喜ぶ者
 十四 あるか有らば人讚美せよ十四爾曹のうち誰か病る者ある乎あらば教會の
 長老等を招くべし彼等主の名に託て其人に膏を沃き之が爲に祈ん十五うれ
 信仰より出る祈禱の病者を救ふべし主これを起さん若し罪を犯しし事有
 十六 ば赦れん十六なんぢら互ふ過ちを認めし且病を癒るゝことを得ん爲に互
 十七 に祈るべし義者の篤き祈禱の力ある者なり十七エリヤの我儕と同情の人な
 十八 り彼雨降ざることを切に祈りければ三年六ヶ月の間地に雨降ざり十八ま
 十九 た祈りければ天より雨ふりて地ろの産を萌出せり十九わが兄弟よ爾曹のう
 二十 ち或の眞の道より迷る者あらんに誰か之を引反さば二十此人知べし罪人を
 其迷る道より引反すの乃ち其靈魂を死より救かつ多の罪を掩ふことを

新約全書雅各書 終

新約全書使徒ペテロ前書

一 イエスキリストの使徒ペテロ書をポントガラテヤカパドキアア
 二 ジアピテニアに散て處れる者二即ち父なる神福音に順いしめイエスキリ
 三 ストの血に灑れしめんとして其預じめ知たまふ所に循ひ靈の聖潔をもて
 四 選び給ひし人々に贈る願くは爾曹に恩寵と平康の増んとを〇三讚べきか
 五 な神われられ主イエスキリストの父かれ其大なる矜恤を以て我儕を再び
 六 生我儕をしてイエスキリストの甦り給ひしことに由て活る望を得させ
 七 亦われらの爲に天に藏ある朽れ汚れず衰へざる嗣業を得しめ給ふなり
 八 なんぢら信仰に由て神の能に護られ已に備ある所の末時に顯れんとする
 九 救を得なり六之に由て爾曹喜べり今暫く各様の艱難に遇て憂ざるを得ず
 十 と雖も却て喜をなせり七爾曹の信仰を試みらるゝの壞る金の火に試みら
 十一 るゝよりも寶くして爾曹イエスキリストの顯れ給はん時に稱讚と尊貴と
 十二 榮光を得に至らん八爾曹イエスを見ざれども之を愛し今見ずといへども

九 信じて喜ぶ其快樂の言がたぐ且榮光あり蓋なんぢら信仰の效すなり
 十 靈魂の救を得るに因爾曹が受る所の恩を預言せし預言者等此救に係
 十一 事を探索かつ推究ねたり即ち彼等りの衷に居キリストの靈キリスト
 十二 の受んとする苦難と其のち得んとする榮を預じめ證えたる此何の日の
 十三 かなる時を示せると推究ねたり十二 彼等之默示を蒙りて其傳る所の事おの
 十四 れの爲に非ず爾曹の爲なることを知り其傳へし事の今天より遣り給ふ聖
 十五 靈に由て福音を傳る者の爾曹に告る所の事なり斯事は天の使等も知んこ
 十六 どを欲へり然バ爾曹心の腰に帶して慎みイエスキリストの顯れ給ふ時
 十七 なんぢら來らんとする恩恵を疑わずして望むべし十四 なんぢら孝子なる
 十八 に因て従前の蒙昧時の慾に效ふことなく十五 爾曹を召給ふ聖者に效て凡の
 十九 行を潔すべし十六 爾曹の行に由て鞠く者を爾曹もし父と呼ぶ世に寄れる日を懼れて
 二十 過すべし十八 蓋なんぢら贖はれて先祖より傳りたる徒き行より離れし銀

十九 や金の如き壞る物も由に非ず十九 疵なく汚なき羔の如きキリストの寶血に
 二十 由ることを知べなり二十キリスト世基を置ざりし先に定られ此未時に爾曹
 二十一 の爲に顯れ給へり三 爾曹のキリストを懸らせ且これに榮を予へ給ひし神
 二十二 をキリストに由て信する者なり是故に爾曹の信仰と望の神に由り三 爾曹
 二十三 すでに靈により眞理に循ひて靈魂を潔め偽なく兄弟を愛するに至たれバ
 二十四 潔心をもて互に篤く相愛すべし三 爾曹が再び生るゝの壞べき種に由に非
 二十五 ず壞べからざる種すなりち窮なく存つ神の活る道に由なり四 それ人の既
 二十六 に草の如く其榮の凡の草の花の如し草の枯るの花の落然と主の道の窮
 二十七 なく存なり爾曹に宣傳る福音乃ちこの道なり
 二十八 是故に爾曹すべての怨恨すべての詭譎また偽善媚嫉および諸の謗
 二十九 言を棄て三 今生れし嬰兒の乳を慕ふ如く爾曹心を養ふ眞乳を慕ふべし此
 三十 に由て爾曹長て救に至らん三 なんぢら嘗て主を仁ある者と知たらんに
 三十一 の斯の如すべし四 主の人に棄られ給へと神に選れたる貴き活石なり五 爾

六 曹かれに來り活石の如く建られて靈の室となり亦潔き祭司となりイエス
 キリストに由て神に悦べるる靈の祭物を獻べし六りの聖書に録して我選
 七 所の貴き隅の首石をシランに置くことを信する者の辱しめられしと有べ
 八 なり七この石信する爾曹には貴き物となり信せざる者に工師に棄られ
 九 て隅の首石となれる石となり八また躓く石礙ぐる岩と爲なり彼等の道を
 十 信せざるに因て之に躓く此の彼等かく定られたる也九爾曹の選れたる族
 十一 王なる祭司聖民神に屬する者なり此の爾曹をして召て幽暗より出し其異
 十二 光に入給ひし者己の徳を顯さしめん爲に爾曹を此の如き者となし給へる
 十三 也十爾曹の素民非ず然レ今神の民となる素矜恤を受ず然レ今矜恤を受
 十四 たり〇十一愛する者よ我爾曹に勸む爾曹の賓族また寄寓者なれば靈魂に逆
 十五 ひて戦ふ肉の慾を去べし十二又なんぢら異邦人の中お在て善行を作べし
 十六 是爾曹を誇りて惡を行ふ者と異なる異邦人をして爾曹の善行を見て眷顧た
 十七 まふ日に神を崇しめん爲なり十三なんぢら主の爲に凡て人の立る所の者に

十四 服へ或の上にある王十四或の惡を行ふ者を罰し善を行ふ者を賞る爲に王よ
 十五 り遣されたる方伯に服ふべし十五蓋なんぢら善を行ふを以て愚なる人の無
 十六 知の言を止るの神の旨なれば也十六なんぢら自由なる者の如くせよ然レ其
 十七 自由を以て惡を掩ふことなく神の僕の如すべし十七衆の人を敬ひ兄弟を愛
 十八 し神を畏れ王を尊ぶべし〇十八僕なる者よ畏懼を以て主人に服ふべし只善
 十九 良者柔和なる者にのみならず苛刻者にも服ふべし十九人もし受べからざる
 二十 苦難をうけ神を敬ひて之を忍ばば嘉べき事なり二十爾曹もし過をなし撻れ
 二十一 て之を忍ども何の嘉べき事ならん乎されど若し善をなし苦められて此を
 二十二 忍ばば神に嘉稱を得べし三爾曹の召れたるの之が爲なり蓋キリスト爾曹
 二十三 の爲に苦をうけ爾曹をして己の跡に隨はしめんとて式を爾曹に遺し給へ
 二十四 べ也三かれ罪を犯さず又その口に詭譎なかりき三かれ訴られて訴らず苦
 二十五 られて厲言を出さず只義を以て鞫く者に之を託たり二四彼木の上に懸て
 二十六 我儕の罪を自ら己が身に任給へり是我儕をして罪に死て義に生しめん爲

三 なり彼の鞭扑れしに因て爾曹醫れたり三 五 それ爾曹のもど羊の如く迷たり
 しが今なんぢらの靈魂の牧者監督に歸れり
 四 妻なる者よ爾曹の夫に服ふべし若し教に循はざる夫あらば教に
 由ず妻の行に由て服はんニうの爾曹の敬懼を以て潔き行をなすを見に因
 三 となり三 爾曹の妝飾の髪を辯金を掛また衣を着るが如き外面の妝飾に非
 ず四 た心内の隠たる人すなはち壞ることなき柔和恬靜なる靈を以て
 妝飾とすべし此靈の妝飾の神の前にて價貴もの也 五 昔神に依頼みし聖女
 六 も其夫に服ひて此の如く己を飾たり六 サラアブラハムに服ひて之を主と
 七 稱しが如し若なんぢら善を行ひ何事をも懼ずば即ちサラの子たる也七 夫
 八 たる者よ爾曹も妻を遇ふこと弱き器の如くし理に循ひて之と同居これ
 九 を敬ふこと生命の恩を嗣者の如くすべし是なんぢらの祈禱も阻礙なから
 八 ん爲なり〇八 終に我これを言ん爾曹みな心を同らし互に體恤兄弟を愛し
 九 憐み謙遜九 惡を以て惡に報る勿れ訴を以て訴に報る勿れ却て此の如き人

十 の爲に福を求むべし蓋なんぢらの召れたるも福を嗣ん爲なれば也十 それ
 十一 生命を愛して佳日を送らんと欲ふ者其舌を禁て惡を言ず唇を緘て詭譎を
 十二 言ざらんことをせよ十二 惡を避て善を行ひ和睦を求て之を追べし十三 主
 十三 の目の義人の上に止り其耳の義人の祈禱に傾き主の面の惡を行ふ者に向
 十四 て怒れべ也十三 爾曹もし熱心に善を行ひ誰か爾曹を害はん乎十四 縦ひ義き
 十五 事の爲に苦めらるるも爾曹福ある者なり人の爾曹を威嚇を畏るる勿れ
 十六 亦憂る勿れ十五 なんぢら心の中に主なるキリストを崇むべし亦爾曹の衷に
 十七 ある望の緣由を問人に柔和と畏懼を以て答をなさんと恒に備よ十六 加
 十八 つ答るとき善良心に従ふべし是なんぢらを惡を行ふ者と誣なんぢらが
 十九 キリストに在て行ふ善行を誘る者の自ら愧ん爲也十七 若し爾曹が善を行ふ
 二十 に因て苦を受ると神の意旨ならば惡を行ふに因て苦を受るに愈れり十八 キ
 二十一 リストも一次罪に因て苦を受く義者不義者の爲にせり是我儕を引て
 二十二 神に至んとてなり彼らの肉體の殺れ其靈の生されたり十九 彼らの靈を以て

二十 獄にある靈に宣傳へたり二十 この獄にある靈の昔ノア方舟を備る間神の忍
て待給へるとき從ひざりし靈なり此方舟にいり水に由て救れし者の僅に
三十一 して惟八人なり三十二 其水に由て表したるバプテスマイエスキリストの復
生に由て今我儕をも救ふ此バプテスマの肉體の汚穢を除くに非ず善良心
三十三 神を求むるなり三十三 イエスキリストの天に往て今神の右に在せり諸の天使
權威ある者能ある者みな彼に服ふなり

三十四 四章 四章 キリスト既に我儕の爲に肉體に苦難を受給ひたれば爾曹も亦うの
心を以て自ら鎧ふべしうの肉體に苦を受し者の罪を斷たれば也三十五 これ今
より後人の慾に循はず神の旨に循ひて肉體に寓れる餘時を過ん爲なり三
三十六 夫我儕既に往にし日の異邦人の心に從ひて好色、私慾、沈湎、醉興、酒宴、偶
像を祭る憎べき事を行て既や足り 三十七 なんぢら彼等と偕に放蕩の極に趨ざ
るに因て彼等これを怪みて爾曹を誘るなり 三十八 かれら生者死者を鞫んと備
を爲る者に己の事を陳ん 三十九 福音の死し者に宣傳へたり蓋彼等をして其

七 肉躰のみに由て審判を受るとも其靈の神に由て生命を得しめん爲也 七 萬
八 物の末期通り是故に慎みて自ら制することを爲て祈禱すべし 八 何事よ
九 りも先たがひに篤く相愛することをすべし蓋愛多の罪を掩ふなり九 な
十 んぢら互に吝ことなく接待すべし 十 神の各様の恵を司とる善家宰の如く
十一 各人々の受し所の賜を以て互に施すべし 十一 人もし道を語らむ神の示と意
十二 ひて語るべし人もし服役を作らば神の賜ふ能と意ひて服役を作べし是イエ
十三 スキリストに由て毎事に神に榮の歸せん爲なり夫榮と權の神に歸して世
十四 々に至る也アメン 十二 愛する者よ爾曹を試むる火の如き 苦を非常事の
十五 如くして爾曹異とする勿れ 十三 卻てキリストの苦に與るを以て歡樂とすべ
十六 し然に其榮の顯れん時また爾曹喜び躍らん 十四 若なんぢらキリストの名の
十七 爲に誘れなば福なり蓋榮の靈すなわち神の靈なんぢらの上に止れば也キ
十八 リストの彼等に諭され爾曹に崇らるゝ也 十五 爾曹の中あるひの人を殺し或
十九 い盗をなし或は悪を行ひ或は猥に人の事に干渉などして苦に遇ふの有ざ

十六 若キリストアンたるに因て苦に遇ハ差ること勿れ却て之に縁て神を
 崇むべし十七 神の家を首として世を審判するるとき已に至バなり若し我
 儕なは首に審判せらるゝ時神の福音に従はざる者の其結局は如何や
 十八 義者僅じて救るゝを得バ神を敬とざる者と罪人の何處に立んや
 十九 是故に神の旨に循ひて苦に遇もの善を行ひて其靈魂を信すべき造物
 者に託すべし

二十 爾曹の苦を親く見て證をなし且顯れんとする榮に與ることを
 得る者なる長老たる我なんぢらの中に我と同く長老たる者に勸むニ爾
 曹の中にある神は羊の群を牧これを牧司とるに止を得ずして爲す好てな
 し利を貪るために爲す樂みて爲べし 又なんぢら託せられたる者に主と
 爲べからず羊の群の式と爲べし 四 なんぢら牧者の長の顯れん時に壞るこ
 となき榮の冠冕を得ん 五 また幼者に勸む爾曹長老に服へ且互にみな相服
 ひて謙遜を衣よ夫神之驕傲者を拒ぎて謙遜者に恩を與給ふなり 六 是故に

七 爾曹神の大能の手下に己を卑すべし期至らば彼なんぢらを高せん 七 爾曹
 八 爾曹の憂慮とてを悉神に託ぬべし蓋かれ爾曹を顧みたまへばなり 〇 八
 九 謹慎儆醒なんぢらの敵なる惡魔吼る獅子の如く徧行て呑べき者を尋ぬ 九
 十 なんぢら信仰を堅して之を禦げ蓋なんぢら世にある兄弟の同く此苦を受
 るを知バなり 十 諸の恩恵を予ふる神すなり 十一 爾曹をして暫く苦を受る後
 十二 キリストイエスにある窮なき榮に入しめんとて爾曹を招きし神爾曹を全
 十三 うし堅くし強して基の上に置給ふべし 十二 願くは榮光と權力と神に在ア
 十四 メン 〇 十三 われ意ふにシルワノは忠信なる兄弟なり我片の言の書を彼に託
 十五 ね爾曹に贈て勸をなし且なんぢらが立どころの恩は乃ち神の眞 恩ある
 十六 ことを證せり 十三 バビロンに在所の爾曹と共に選れたる教會なんぢらに安
 十七 を問また吾子マコも爾曹に安を問り 十四 なんぢら愛の接吻を以て互に安を
 十八 とへ願くはキリストイエスお在なんぢら衆に平康あらん事をアメン

新約全書使徒彼得前書終

新約全書使徒ペテロ後書

一 我僑の神と救主イエスキリストの義に由て我僑が受し所と同じ貴き信仰の道を受し者に書を贈るニ願く神と我僑の主イエスを識に因て爾曹に恩寵と平康の増んことを三神の能力に循ひて生命と敬虔に係る凡のものを我僑に賜へり是われら榮と徳を以て我僑を召し給し者を識に由てあり 四 また神の榮と徳に因て至大ある貴き約束を我僑に予へ給へり此の爾曹をして此約束に由て世にある所の怨の敗壞を脱かれ神の性質を有しめん爲あり 五 是故に爾曹勤て信仰に徳を加へ徳に智識を加へ 六 智識に樽節を加へ樽節に忍耐を加へ忍耐に敬虔を加へ 七 敬虔に兄弟の睦を加へ兄弟の睦に愛を加ふべし 八 此等のもの若んちらの衷に在て彌増とさの爾曹われらの主イエスキリストを識ことに怠ることなく又實を結ぶること無に至らん 九 此等のものさき者の盲あり遠く見こと能はず且の舊き罪を潔られし事を

十 忘るゝ也。十 是故に兄弟よ勤て爾曹の召れし事と選れし事とを堅固せよ。若
 前まへに告つたる事ことをも行なはしむ。爾曹なんぢらいつまでも躓つまずくこと莫ならん。十一 此かくの如ごとく神
 さんぢらに我われ儕らの主ある救すく主ひめしイエスキリストの永遠かぎりなき國くにに入いる恩めぐみを豊あに予
 へ給たまふべし。十二 是故に恒つねに我われさんぢら此等これらの事ことを知あかつ既に受うけたる眞道
 に堅かたけれと尙なほさんぢらに此事このことを憶おもひ起おこせんとして怠おこらざる也。十三 我われこの幕
 屋やに居をるまひた爾曹なんぢらに此事このことを憶おもひ起おこさせて爾曹なんぢらを勵はげすの當然たうぜんのこと意おもへり
 十四 蓋そはわれらの主あイエスキリストのわれに示あめ給たまへる如ごとく我われが幕屋まくやを離はな
 ることこの近ちかきあれ知しべあり。十五 我われまた爾曹なんぢらをして我われが世よを去さるのちに常つねに此
 等らの事ことを憶おもひ起おこせしめんことを勤つとむ。十六 われら前に爾曹なんぢらに我儕われらの主あイエスキリ
 ストの能力ちからと其顯そのあらはれ給たまふことを告つぐるに巧たくみある奇あやしきなしもる。談わを用もちむらるら我儕われらの親おか
 其大そのおほいなる威光ゐくわうを見みし者ものなり。十七 至大いとほいなる榮光えいくわうの中うちより聲こゑありて彼かれを呼よぶは
 我心わがこころに適かなふ我われが愛あひなりと曰いへ。此時このときかれの神かみなる父ちちより尊たふとと榮さかえを受うけたり
 十八 われら彼かれと偕ともに聖山きよみやまに在ありし時ときこの天てんより出いでし聲こゑを聞きけ。十九 殊ことに預言者よげんしやの

確言かたごとわれらに在ありしこの言ことの暗處くらみに輝とる燈あかりの如ごとくものなり。夜よの明あるまで明星
 の爾曹なんぢらの心こころの中うちに出いでしるまで之これを願かへり。善よしまづ首はじめに知しべし事ことの聖書せいしよの諸
 の預言よげんの預言者よげんしやおのれの意こころを以もて示あせしるに非あらざるをきんこと也。二十 是なりは預
 言げんは素もとより人意ひとのこころに由より出いでしに非あらず神かみに屬ぞくする聖人きよきひと聖靈せいれいに感かんじて語かたりし者
 なれバ也。
 二十一 昔むかし民たみの中なかに偽いつはりの預言者よげんしやありき其そのごとく爾曹なんぢらの中なかにも偽いつはりの師しいで
 ん彼等かれらは淪亡はろひに至いたる異端いたんを傳つたへ且かつおのれを贖あがふ主あを主あとせせずして速すみかな
 る淪亡はろひを自みづから取とりてとりてまた多おほくの人ひとかれらの好色かうれしに效ならん眞道まことのみちこれに由より
 誘そしりを受うけし三さんかれら貪婪むさぼ心こころに由より造言つくりごとを設たげ爾曹なんぢらより利りを取とりて速すみかな
 の審判さむかしき昔むかしより定さだめられバ遅おそからじ彼等かれらの淪亡はろひの寐いねす神かみさに罪つみを犯とか
 天使てんのつかひを容ゆるさず之これを地獄ぢごくに投なげし之これを幽穴くらしきあなに置おきし禁錮かぎ彼等かれらをして審判
 の時ときを待まちしめ給たまへり。五 又また古世ふるよを容ゆるさず洪水こうすいを以もて神かみを敬うやまはさる世よを滅
 ぼし只義道ただたしきみちを傳つたふるノアの一家八人いっか八人はちにんを救すくへり。六 又またソドムとゴモラの邑まちを

七 滅さんと定め之を焚て灰とあし後の神を敬はざる者の鑒となし七たゞ義
 八 口即ち悪者の淫亂の行を恆に憂へし者を救へり八この義人かれらの
 九 中にをり日々ろの不法の行を見聞して己の義き心を傷たり九此の如く神
 十 を敬ふ者を患難より救ひ不義なる者を審判の日まで守りて之を罪し十別
 十一 て汚たる情慾に循ひ肉の慾を行ひ主たる者を藐視する者を罰する事を知
 十二 給ふなり此輩の膽太く自放なる者にして尊者を誇ることを畏ざるなり十二
 十三 天使の彼等に愈し大なる權威と能力を有と主の前に此尊者を訴て訴ると
 十四 を爲す十二彼等は執れて殺さるゝ爲に生れたる無知獸の如し知ざる所の
 十五 事を誇り其邪曲により滅されて不義の報を受ん十三彼等は白晝も酒食を樂
 十六 どす汚なり瑕なり爾曹と共に筵席に與るとき其誑語を樂とせり十四かれら
 十七 目に淫婦を充し罪を犯して止す心の堅らざる者を惑はし其心貪婪に慣る
 十八 れ詛るべき子輩なり十五かれら正道を離れて迷に入ポソロれ子バラムは道
 十九 に従へりバラムは不義の利を貪りし者なり十六彼等の不法の爲に責らる語

十七 ること能はざる驢馬人の聲をなして預言者の狂を禁たり十七輩の水なき
 十八 井なり狂風に逐るゝ雲なり黑暗かれらの爲に窮なく存れり十八りの彼等の
 十九 誇たる虚誕を語り肉慾と淫亂を以て夫の迷へる者の中より辛じて脱た
 二十 る者を誘へば也十九また彼等の之に自由を予ると稱れども自ら淪亡の奴僕
 二十一 たり蓋かたるゝ者の勝者の奴僕たれば也二十彼等もし我儕の主なる救主イ
 二十二 エスキリストを識に因て世の汚を脱れ復これに累れて勝るゝ時其後の
 二十三 状態の前に愈りて更に悪かるべし三かれら義の道を識て尙りの傳られし
 二十四 所の聖命を棄んより寧ろ義の道を識ざるを美とすべし三犬かへり來
 二十五 りて其吐たる物を食ひ豕あらひ潔られて復泥の中に臥と云る驢の眞にし
 二十六 て彼等に應へり

三 眞實なる心を勵し二先に聖預言者の語りし言と爾曹の使徒等が傳へし主
 なる救主の命令を記憶させんとす三まづ首に此事を知べし末日至らば戯

四 誠者いで來り己の慾に従ひて行み 主の約束し給ひし其臨る何處に在や
 五 列祖の寢しより以來すべての物開闢の始と變ること無と云ん 彼等の神
 六 の言由て上古天あり地の水より出かつ水に由て立六之に由て古の世水
 七 に淹れて滅たる事を知を欲せず 七 神の其言を以て今の天と地を蓄へ
 八 之を火にて焚ん爲に神を敬いざる人を審判する滄亡の日まで存せり 八 愛
 九 する者よ爾曹この一事を知ざる可らず主に於て一日の千年の如く千年
 十 の日一の如し九 主の約束し給ひし所を成に遲き或人の遅しと意ふが
 十一 如くに非ず一人の亡ぶるをも欲み給はず衆人の悔改に至らんとを欲み
 十二 て我儕を永く忍び給ふ也 然と主の日の來ること盜の夜きたるが如なら
 十三 ん其日に天大なる響ありてさり體質ごとく焚毀れ地と其中にある
 十四 物みな焚盡ん 斯の如く諸のもの鎔されん然バ爾曹神の日の來るを待こ
 十五 れを速やかにせんことを務いかに潔行をなし神を敬ふと爲べき乎 十二
 十六 神の日に天蒸毀れ體質焚鎔ん 然と我儕の其約束に困て新しき天と新

十四 しき地を望み待り義の中在 愛する者よ爾曹すでに之を望み待り汚
 十五 かく疵なく主の前に安然に在んことを務よ 十五 且われらの主の我儕を永く
 十六 忍び給ふの我儕の救となるを知べし我儕の愛する兄弟パウロも其賦られ
 十七 し智慧に循ひ曾て此事を爾曹に書贈れり 彼らの凡の書にも此事に就て
 十八 語たり彼の書の中に難明どころあり無學なる者心の堅らざる者他の
 十九 聖書を強解が如く之をも強解て自ら敗亡に至るなり 愛する者よ爾曹預
 二十 じめ之を知り慎めよ悪者の迷謬に誘れて其堅き心を失ふこと勿れ 十八 なん
 二十一 ぢら益我儕の主なる救主イエスキリストを知んこと益の恩恵を知こ
 二十二 どを務むべし願くは榮光今も後も彼に歸して窮なからんことをアメン

新約全書使徒彼得後書 終

新約全書使徒ヨハネ第一書

二 我儕が聞きたる目に見懇切に觀わが手押しし所のもの即ち元始より在し生命の道を爾曹に傳ふニこの生命すでに顯れたれば我儕これを見て證をなす即ち原父と偕に在し者にて我儕に顯れたる窮なき所の此生命を爾曹に傳ふニわれら見しところ聞し所を爾曹に傳るハ爾曹を我儕と同心ならしめん爲なり我儕ハ父および其子イエスキリストと同心たり我儕この書をかき贈て爾曹の喜樂を充しめんす 五 神ハ光なり少の暗處なし此ハ我儕彼より聞て亦なんぢらに傳る告なり 六 若われら神と同心なりと言て暗を行かば我儕が言どころハ謊にして眞理を行ふに非ず 七 若神の光に在が如く光の中を行かば我儕互に同心となるを得かつ其子イエスキリストの血すべて罪より我儕を潔むハもし罪なしと言ハ是みづから欺けるにて眞理かれらに在なし 九 もし己の罪を認めざば神ハ信實なる公義者なるが故に必ず我儕の罪を赦し諸の不義より我儕を潔むべし 十

新約全書

約翰第一書第一章

自一至十節

六百九十三

十 九 八 七 六 五 四 三 二
 を犯たることなしと言ふ神を誑者とする也ろの道われらに在なし
 一 わが小子よ我これらの事を爾曹に書贈るハ爾曹をして罪を犯すこ
 と莫らしめん爲なり若し人罪を犯せば我儕の爲に父の前に保惠師あり即
 ち義なるイエスキリストニ彼の我儕の罪の挽回の祭物なり第に我儕の爲
 のみならず徧く世の爲の挽回の祭物なり三 われら若ろの誠を守らば是に
 由て彼を識りて自ら曉るべし四 われ彼を識りて言て其誠を守らざる者ハ
 誑人あり真理の衷に在なし五 凡て其道を守る者は神を愛するの愛誠に
 其衷に於て完全す是に由て我儕が彼に在ことを自ら曉る六 彼に居といふ
 者ハ彼の行し如く行むべき也七 兄弟よ我なんぢらに新しき誠を書贈る
 に非ず即ち始より爾曹の有る舊 誠なり此舊 誠ハ始より爾曹が聞し所
 の道なり八 然ぞ我が爾曹に書贈る所ハまた新しき誠なり此言ハ彼に於て
 も爾曹に於ても眞實なり蓋いま暗味ハやゝ過て眞の光耀はなり九 光に居
 と言て其兄弟を憎む者ハ今なは暗に居なり十 兄弟を愛する者ハ光に居て

十一 十 九 八 七 六 五 四 三 二
 己を蹟がするもの其衷になし十一 兄弟を憎む者ハ暗にをり暗に行て其往と
 ころを知らず是ろの目を暗に眩さるれば也十二 小子よ我この書を爾曹に書お
 くるハ爾曹主の名に縁て罪を赦されたるに因十三 父老よ我この書を爾曹に
 書き贈るハ爾曹元始よりの者を識るによる壯者よ我この書を爾曹に書お
 くるハ爾曹悪者に勝るによる孺子よ我この書を爾曹に筆おくるハ爾曹父
 を識るに因十四 父老よ我この書を爾曹に贈しハ爾曹始よりの者を知るに因
 てなり壯者よ我この書を爾曹に贈しハ爾曹剛健かつ神の道爾曹の心に有
 て悪者に勝るに因てなり十五 この世あるハ此世にある物を受する勿れ人
 もし此世を愛せば父を愛するの愛の衷に在なし十六 凡ろ世に在もの即ち
 肉體の慾眼目の慾また勢より起る驕傲これらハ皆父より出るに非ず世よ
 り出るもの也十七 この世と其慾との逝るものにて神の旨を行ふ者ハ永遠存
 るなり十八 孺子よ今ハ乃ち季世キリストに敵する者來らんぞ爾曹が聞し
 所ノ如く今すでにキリストに敵する者多し是に由て今ハ乃ち季の世なる

十九 我儕の知り十九我儕を離れて彼等出たりと雖も素より我儕の屬ならざる也もし我儕の屬ならんに恒に我儕と偕なるべし彼等いで去るの衆の者の悉く我儕の屬ならざることを顯さんが爲なり二十爾曹の既に聖主より膏を沃れて一切の事を知三われ爾曹が眞理を識ざるに因て此書を筆おくるに非ず爾曹眞理を識かつ凡の謊の眞理より出ざることを識るを以てなり三誰か是謊者イエスを言てキリストとせざる者ならずや父と子とを拒む者の即ちキリストに敵する者なり三凡ろ子を拒む者の父をも有らずを受る者の父をも有り四なんぢら始より聞る者を爾曹の衷に居しむべし若し始より聞る者なんぢらの衷に居る爾曹の子と父とに居ん三これ主の我儕に約束し給へる約束すなれち窮なき生命なり三我爾曹を惑す者に就て此等の事を爾曹に書贈れり三爾曹の主より沃れたる膏の衷に存れるが故に教を人より受るに及ばず其膏すべての事を爾曹に教ふ且眞實にして虚假なし爾曹膏の教る如く恒に主に居べし三小子よ恒ち主に居べし其

二五 顯現時に我儕懼ることなく其降臨時に其前に耻ること莫らん爲なり三爾曹の主の公義を知り由て公義を行ふ者の皆主の生どころなるを亦之る也**第三**なんぢら視よ我儕稱られて神の子たることを得これ父の我儕に賜ふ何等の愛ふ世の父を識す是に由て我儕をも識ざる也二愛する者よ我儕いま神の子たり後いかん未だ露れず其現れん時に必ず神に肖んことを知る我儕の眞状を見べければ也三凡ろ神に由る此望を懐く者の其潔が如く自己を潔す四罪を犯す者の律法を犯す罪とい即ち律法を犯すこと也五我儕の罪を除かんが爲に主の現れ給ひしこと三爾曹の知どころなり彼また自ら罪なし六凡ろ彼に居る者の罪を犯さず凡ろ罪を犯す者の未だ彼を見ず未だ彼を識ざる也七小子よ人に惑さるること勿れ義を行ふ者の義人なり即ち主の義なるが如し八罪を犯す者の悪魔より出るの悪魔の始より罪を犯せばなり神の子の顯るゝの悪魔の工を毀たんが爲なり九凡ろ神に由て生るゝ者の罪を犯さず蓋神の種ろの衷に在に因かれ亦罪を犯すこ

十 能はず蓋神に由て生るれば也。○ 是に由て神の子と惡魔の子との明かに著る凡る義を行さず其兄弟を愛せざる者の皆神より出し非ず。我儕の互に相愛すべきの爾曹の始より開し所の命令なり。十二カインに殺ふこと勿れ彼のかの惡者より出し者にて其弟を殺せり何故これを殺しよか己の行し所の惡く弟の行し所の義かりしに因十三わが兄弟よ世なむぢらを憎むとも駭くと勿れ十四われら兄弟を愛するに因すでに死を出て生に入しことを自ら忘る兄弟を愛せざる者の死の中居十五凡る兄弟を憎む者の即ち人を殺す者なり凡る人を殺す者の窮なき生命の裏に存ことなし此の爾曹の知とてろ也十六主の我儕の爲に生を捐たまへり是に由て愛といふ事を知たり我儕また兄弟の爲に生を捐べし十七世の資財をもち兄弟の窮乏を見て反て惠施の心を閉る者の何で神を愛するの愛の裏に存んや十八小子よ我儕愛するに言と舌とを以て相愛する事なく行と實とを以てすべし十九是に由て我儕眞理より出しを知らず我儕心を主の前に安んずべし二十我儕が

一 心もし我儕を責む神の我儕が心より大なるにより凡の事を知給はざるなし。愛する者よ我儕が心みづから責ること無神に向て憚る所あるべし。三且われらが凡て求る所の彼より受り其誠を守りて其悦び給ふ所を行へ也。四この誠の即ち我儕神の子イエスキリストの名を信じ彼の我儕に命せし如く互に相愛すること也。五神の誠を守る者の神にをり神も亦かれに居われら其賜ふ所の靈に由て即ち其われらに居給ふことを知り。六愛する者よ凡の靈を信する勿れこの靈神より出るや舌を試むべし。七多の僞預言者いで世に入り。八凡るイエスキリストの肉體となりて臨り給ふことを認めず靈の神より出これに由て神の靈を知べし。九凡るイエスキリストを認めざる靈の神より出るに非ず即ちキリストに敵する者の靈なり此者の將に來らんとする事の爾曹が聞る所なり今既に世に居り。十小子よ爾曹の神より出また彼等に勝ことを得たり蓋あむぢらの裏に居るの世の裏にをる者より大なるに因て也。十一彼等の世より出し者なれば其

六 いふ所も世より出し者の言べき事にして世人の之に聽り我儕の神より
 出たり神を識もの我儕にさく神より出ざる者の我儕に聽ず是に由て眞
 七 理の靈と迷謬の靈とを知らり〇七 愛する者よ我儕互に相愛すべし愛の神
 八 より出れば也おほよる愛ある者の神に由て生れ且神を識るなり八 愛なき
 九 者の神を識ず神の即ち愛なれば也九 神の生の給へる獨子を世に遣はし
 十 我儕をして彼に由て生を得しむ是も於て神の愛われらに顯れたり十 われ
 十一 ら神を愛するに非ず神われらを愛し我儕の罪の爲に其子を遣して挽回の
 十二 祭物とせり是すなり愛なり十二 愛する者よ此の如く神われらを愛し給へ
 十三 ば我儕も亦たがひに相愛すべし十三 未だ神を見し者なし我儕も互に相愛
 十四 せば神われらの衷に居て彼を愛する愛を我儕の衷に完全す十三 かれ已に其
 十五 靈をもて我儕に賜ふ是に由て我儕の彼に居かれの我儕に居ことを知十四 父
 十六 爰に其子を遣して世の救主と爲り我儕すでに之を見たり今この證を作な
 十五 凡るイエスを神れ子なりと認めず者は神かれに居かれ神に居我儕

十七 の爲に神の有る愛を我儕すでに知て信す神の即ち愛なり凡る愛にをる者
 十八 の神にをり神また彼に居此の如く我儕の愛全備を得て鞠日に懼なから
 十九 しむ蓋主の如く我儕世に在なり十八 愛の中に懼あることなし全き愛の懼
 二十 を除るの懼の苦を有り凡る懼るる者の愛を全備せざる也十九 われら神を愛
 二十一 するの彼まづ我儕を愛するに因り二十もし我の神を愛すと云て其兄弟を憎
 二十二 む者の是謊者なり既に見どころの兄弟を愛せずして未だ見ざる神を何で
 二十三 愛せん乎二十三 神を愛する者の亦るの兄弟をも愛すべし此誠の我儕彼より授
 二十四 られたり
 二十五 凡るイエスをキリストと信する者の神に由て生れたる也おほよる
 二十六 之を生者を愛する者の亦その生るる所の者をも愛する也二我儕もし神を
 二十七 愛して其誠を守らば此に由て我儕神の兒女を愛する也三神の誠を守る
 二十八 の是すなり神を愛する也四の誠の難からず凡る神に由て生るる者の
 二十九 世に勝我儕をして世に勝しむる者の我儕が信なり五誰か能世に勝んイエ

六 スを神の子と信する者に非ずや ○ 六 神の子の水と血をもて臨る即ちイエ
 スキリストあり惟水のみならず水に又血を兼て證を爲す者の靈なり靈の
 眞實あれば也 八 證を作るもの三すなりち靈と水と血この三の者の歸する
 所の一あり九 我儕もし人の證を受る時の神の證の更に大なるべし神の證
 の此なり即ち其子の爲に作る證あり 十 神の子を信する者の其衷に此證あ
 り神を信せざる者の神を誑者とす蓋神のこの子の爲に證せる證を信せざ
 れば也 十一 神の窮なき生をもて我儕に賜ふ此生の乃ちこの子に在これ其證
 なり 十二 神の子をもつ者の生を有るの子を有ざる者の生を有す 十三 われ神の
 子の名を信する爾曹に此等の事を書贈るの爾曹に窮なき生ある事を知し
 めんが爲あり 十四 凡て我儕神の旨に合へる事を求べ彼かならず聽ん是われ
 ら彼に向て篤く信する所あり 十五 凡て我が求る所を彼の聽ことを知べ我が
 求る所を彼に得ることを亦悉る也 十六 もし人の兄弟の死に至らざる罪を
 犯すを見べ祈りて死に至らざる罪を犯す者に生を予ふべし死に至る罪を

十七 われこれが爲に祈れと言す 十七 凡ての不義の罪なり然と死に至らざる罪わ
 り 十八 凡て神に由て生れたる者は罪を犯さざる事を我儕の知る神に由て生
 れたる者の自ら守かの悪者これに觸れざる也 十九 我儕の神につき擧
 世の悪者に服するを我儕の知 二十 また神は子すでに來り我儕が眞理者を識
 け智慧を我儕に賜るを知われら眞理者にあり即ち其子イエスキリストに
 在かれの乃ち眞神また永生なり 三 小子よ爾曹みづから慎みて偶像に遠
 かれアメン

新約全書使徒約翰第一書 終

新約全書使徒ヨハネ第二書

長老選を蒙れるクリアと其子等に書を贈る我誠に爾曹を愛す第我れみあ
 らず凡ろ眞理を識る者亦みな爾曹を愛せりニ爾曹を愛するは是われら
 我衷に在て恒に離れざる眞理に縁てなりニ爾曹の實と愛とに居て神すな
 いち父および父れ子イエスキリストより恩寵と慈悲と平康とを受べし〇
 四 われ爾の子等の中わが受し所の父の命のごとく眞理に遵ひて行む者の
 有を見て甚だ喜べり五クリアよ我いま爾に勸む互に相愛すべし此の新し
 き誠を書贈るに非ず即ち始より我儕が有る所は者なり六われら彼の誠に
 遵ひて行むは是すなり七愛なり爾曹が始より聞し如く愛に行むは是乃ち
 誠なり七の惑に誘ふ者おほく世に出イエスキリストは肉體と爲て臨り
 給へることを認めざる此惑に誘ふ者乃ちキリストは敵なれば也八なん
 ぢら我儕が勤勞し所の事を虚くせず全き賞を得んが爲に自ら慎むべし九
 凡ろキリストは教に居ずして人を導く者の神を有すキリストの教にをる

新約全書 約翰第二書 自一至九節

十 者の父および子を有り十八もし此教を有せずして爾曹に來らば之を家に納
 十一 ること勿れ彼に安かれと言ふかれと彼に安かれといふ者の共に其惡行に
 十二 與する也○十二我なほ多端あれども紙と墨とを以て爾曹に書おくるを欲
 十三 ず我儕は喜樂に充滿せん爲に爾曹に至り口を對て語らんことを望む十三爾
 此姉妹すなわち選を蒙れる者は兒女なんぢに安を問りアメン

新約全書使徒約翰第二書 終

新約全書使徒ヨハ子第三書

二 長老愛するガヨス即ち我が誠に愛する所の者お書を贈るニ愛する者よ爾
 三 が靈魂の隆んある如く爾すべての事につきて隆んに又康強ならんことを
 四 我ねがふ三兄弟來りて爾が眞理を有ること即ち爾が眞理に行むことを證
 五 えたれば我甚だ喜べり四わが子等の眞理を行むを聞に愈れる大なる喜樂
 六 我になし五愛する者よ爾の寶旅なる兄弟にまで凡て行ふお忠信をもて
 七 行へり六かれら教會の前に在て爾の愛を證せり爾もし神に合ふべく彼等
 八 の行路を助け其行ふところ善なり七彼等の主の名の爲に出て異邦人より
 九 何を受ざれば也八是故に我儕かくの如き人を助けべし蓋われらも彼等
 十 と借に眞理に働く者とならん爲なり九われ曩に書を教會に贈りしが彼等
 十一 の中に於て長たらんことを欲ひテラテレス我を納ざりき十我もし往ら
 十二 其行る所を心に記置ん彼の惡言をもて妄に我儕を論じ且これを以て足り
 十三 とせず自ら兄弟を接す其を接んとする者をも妨げて教會より驅けたり十一

十二 愛する者よ惡に效ふ勿れ即ち善に效へ善を行ふ者の神より出惡を行ふ者の
 十三 未だ神を見ざる也^{十二}デメラリヲの衆人と眞理とに證をせらる我儕も證
 十四 をす我儕の證の眞實なるを爾知り^{十三}我々は多の事を爾に書贈らんと爲ど
 十五 も筆と墨とを以て書おくるを欲す^{十四}速かに爾を見て口を對へ語らんこと
 十六 を望む願くハ爾安かれ多の友なんぢの安を問り請なんぢ我に代て諸友お
 のくに安を問

新約全書使徒約翰第三書 終

新約全書使徒ユダの書

一 イエスキリストの僕ユダ即ちヤコブの兄弟書を召れたる者すなはち父な
 二 る神に愛せられ且イエスキリストの爲に守らる衆人に贈るニ願くハ爾
 三 曹に慈悲と平康と仁愛の増んことを〇^三愛する者よ我心を熱して共に與
 四 る所の救の事を爾曹に書おくらんと思ひたりしが今なんぢらに書を贈り
 五 て聖徒が一たび傳られし信仰の道の爲に力を盡して戦はん事を爾曹に勸
 六 ざるを得ず^四ハ神を敬ハず我儕の神の恩を易て色慾を放縱にするの緣
 七 どなし惟一の主なる神と我儕の主イエスキリストを棄るもの數人潛に教
 八 會に入たればなり彼等が此審判を受るとお定られたる事の昔より預じめ
 九 録されたり^五なんぢら素より知る事なれど我々は爾曹に憶起させんとす
 十 る事の主の民をエジプトの地より救出しくればち信せざる者を滅ぼし給
 十一 ひし事と^六己が本位を守らずして其住る所を離れたる天使を限なく繫て
 十二 大なる日は審判まで幽暗の中に守り置たまひし事と^七ソドムゴモラ及び

八 其比隣は邑かれらと同く姦淫をなし且男色を行ふにより限なく火に罰を
 受て鑑戒に立られし事となりハこれ夢みる者も亦肉體を汚し主たる者を
 九 藐忽し尊者を誘れり九うれ天使の長ミカエル悪魔とモーセは屍を争ひ論
 十 せしとき彼なほ之を誘りて訴へざりき惟主なんぢを責べしと曰り十然る
 十一 に彼等の知ざる所の事を誘れり其本性たる所の無知獸は知どころと同
 十二 じ彼等の之を以て己を亡せり十二禍なる哉彼等のカインは途にゆき利の爲
 十三 にバラムは迷謬に馳またコラは逆ひし如して亡びたり十二彼等の爾曹は愛
 十四 じ筵席の磐なり憚る所なく同に其筵席に與りて自己を養へり彼等の風に
 十五 逐るる雨なき雲枯て再かれ根を拔るる果のなき秋の樹十三の穢を湧出す
 十六 海は猛浪道をはなれたる星なり之が爲に黒暗を限なく留置れたり十四ア
 十七 ムより七代に當れるエノク此輩は事を預言して曰けるハ視よ主其聖萬
 十八 軍と偕に來りて十五衆人を鞫き凡て神を敬らざる者は神を敬らずして行ひ
 十九 し悪行と神を敬らざる罪人は主に逆ひて語れる諸は悪言を責給ふべしと

十六 此輩の怨言も足とを知らざる者おれれば慾に従ひて行き其口の誇る
 十七 ことを語り利の爲に人に誂ふ者あり十七愛する者よ爾曹わが主イエスキ
 十八 ストの使徒等々爰に語りし言を憶起すべし十八即ち爾曹に語ていふ末期に
 十九 戲謔者おこり己が横逆なる慾に徒ひて行んと十九彼等の自ら區別をせず者
 二十 また肉に屬る者にして靈のなき者なり二十愛する者よ爾曹うは徳を至潔さ
 二十一 信仰の上に建て聖靈に感じて祈り三自己を守りて神の愛の中に居われら
 二十二 の主イエスキリストの永生を賜ふ其矜恤を待べし三彼等れうち或者を
 二十三 論じて口を噤しめ三或者をハ火より取出して救ひ或者をハ畏懼を以て
 二十四 憐むべし其惡の肉は慾に染たる衣までも惡むことをせよ三我儕の救主
 二十五 なる獨一の神すなわち爾曹を躓かせじと保り爾曹をして汚さく歡びて其
 二十六 榮光の前に立ことを得しむる者の世の始の前より今また後も世々永遠わ
 二十七 れらの主イエスキリストに由て榮と威光と大能と權を有ち給ふなりアメ
 二十八 ン

新約全書猶太書終

新約全書ヨハ子黙示録

八
 七
 六
 五
 四
 三
 二
 一

此イエスキリストの黙示すはち神彼をして迅速に起るべき事を
 彼の僕等に示さしめんとして彼に賜ひし所なりイエスキリスト其使を以て
 僕ヨハ子に之を贈り示し給へりニヨハ子神の道とイエスキリストの證と
 其凡て見し所のものとを證す三この預言の書を讀者と之を聞て其中に記
 しある所を守る人々の福なり蓋時近ければ也○ヨハ子書をアジアにあ
 る七の教會に贈る願くは今在し昔在し後在す者および其寶座の前の七
 の靈五及び忠信ある證者死の中より首に生れし者天下の諸王は君たるイ
 エスキリストより爾曹恩寵と平安を受よ願くは我儕を愛し其血を以て我
 儕れ罪を洗潔め六我儕をして王とさし祭司と爲てりれ父の神に屬しむる
 者に榮光と權力世々窮なく有んことをアメン○七視よ彼の雲に乗りて來
 る衆の目かれを見ん彼を刺たる者も亦これを見べし且地の諸族これが爲
 に哀哭んアメンハ主たる神いひ給へり我ハアルバ也オメガなり始めあり

新約全書

約翰黙示録第一章

自一至八節

七百十三

九 終なり今あり昔あり後ある全能者あり○九 我ヨハ子即ち爾曹の兄弟な
 んぢらと患難を共にしイエスキリストは國および其忍耐を共にする者
 十 に神は道とイエスは證は爲にバトモスといふ島に居て十 主の日に我靈に
 十一 感じて筈は如き大なる聲は我後に在を聞り十二 云く爾の見どころを書に録
 十二 して之をアジアに在エベソスムルナペルガモテラサルスヒラデ
 十三 ルヒアラオデキヤの七の教會に贈るべし十二 われ身を轉して我に語る聲を
 十四 觀んとし既に身を轉せば金の七は燈臺十三 又其七の燈臺は間に人の子は如
 十五 き者あるを見たり其身に足まで垂る衣をさ胸の金の帯を束ね十四 首と
 十六 髪と白こと羊は毛は如く雪の如く目の火焰は如し十五 足の爐に燒る眞鍮
 十七 は如く聲は大水は響は如し十六 右は手に七は星をもち兩刃は利劔は口
 十八 よりいで面の甚しく輝く日の如し十七 我これを見しとき死者は如く其足
 下に仆れたり彼右は手を我に按て曰ける懼るる勿れ我の首先なり未後
 なり十八 我の生者なり前に死しことあり視よ我の世々窮りなく生んアメン

十九 我の陰府と死とは鑰を持ち十九 なんぢ見し所および今ある所はこと後ある
 二十 所は事を録すべし二十 其の爾が見し所は我が右は手は七は星また七の金の
 燈臺の奧義なり七の星は七の教會の使者七の燈臺は七は教會なり
 二十一 爾エベソの教會は使者に書おくるべし右は手に七の星を執また七
 二十二 の金の燈臺は間を行む者かくの如く言とニ曰われ爾は行爲と勞苦と忍耐
 二十三 と爾が悪人を容る能ざると爾が曩に夫の自ら使徒なりと稱て實の使徒に
 二十四 非ざる者を試みて其妄言を見あらひしと事とニ爾が忍耐する事と我名の
 二十五 ために患難を忍びて倦ざりし事とを知ら然と我なんぢに責べき事あり爾
 二十六 初時の愛を離れたり五 さんぢ何處より墜しかを憶ひ悔改めて初は工を行
 二十七 へ然らずして爾もし悔改めずば我なんぢに到り爾は燈臺を其處より取除か
 二十八 ん六 然ども爾に一は取べき事ありニコライ宗は人は行爲を惡むとなり我
 二十九 らも之を惡めり七 耳ある者の靈は諸教會にいふ所を聽べし勝をうる者あり
 三十 我神は樂園にある生命は樹は實を食ふ事を許さん○八 さんぢ又スムルナ

九 汝教會に使者に書おくるべし首先最後のもの死てまた生たる者かくれ如く言と九曰われ爾は行爲と患難と貧乏とをしの貧乏といひ雖も爾の富り我また夫は自らユダヤ人ありと稱て實は非ざるサタンは會は者に褻瀆の言を知り十あんなが將に受んとする苦を懼るゝ勿れ悪魔まさに爾曹に中は者を獄に入て爾曹を試みんとす爾曹十日はあひだ患難を受べし爾死に至るまで忠信なれ然らば我生命の冕を爾に賜へん十一耳ある者の靈の諸教會はいふ所を聽べし勝を得もの第二の死の禍害を受ず○十二爾ハエルガモの教會は使者に書おくるべし爾刃は利劍をもつ者かくれ如く言と十三曰われ知なんぢが住處の即ちサタンの座位にある所なり爾の固く我名を保つ嘗て我が忠信の證人アンテパス爾曹の中サタンの住どころにて殺されし時あも爾わが道を棄ざりき十四然ども我あんなに數件の責べき事あり爾曹の中ラムの教を保つ者あり先にバラムバラクに教て礙物をイスラエルの民の前に置しむ即ちバラクをして彼等に偶像に獻し物を食はせ姦淫を行はし

十五 めたり十五また爾曹の中にニコライ宗の教を保つ者あり此教の我が惡む所なり十六あんな悔改めよ然ざれば我迅速に爾に到り我が日の劍をもて彼等と戦はん十七耳ある者の靈の諸教會にいふ所を聽べし勝をうる者に我藏しあるマナを予へん亦白石の上に新しき名を記して之に予へん之を受る者の外に此名を知ものなし○十八爾テアララの教會の使者に書贈るべし神の子の目の火の如く其足は眞鍮の如なる者かくの如く言と十九曰われ爾の行爲と愛と信仰と服役と忍耐とを知らた爾が後に爲し工の始の工より多ことを知二十然ども我あんなに責べき事あり爾の自ら預言者ありと稱て我が僕を教これを感じ姦淫を行はせ偶像に獻し物を食しむる婦イエザベルを容おけり三われ曾て此女に悔改むべき機を予たれど其姦淫を悔改ることを爲ざりき三我かれを牀に投入ん又かれと淫する者も若うは行を悔改めずば我これを大なる苦難の中に投入ん三また死をもて彼の婦の兒女を殺さん之に因て諸教會の我が人の心腸を察り爾曹各々の行に

二四 循ひて報を爲ことを知ん 二三 我これ餘にテアテラに人いまだ此教を受す所
 二五 謂サタンに奥義を未だ識ざる爾曹お言われ他に任を爾曹お負せし 三五 只な
 二六 んぢら有どころの者を我いたる時まで固く保つべし 二六 勝を得て終に至る
 二七 まで我が命せし事を守る者に 我諸邦に民を治むる權威を賜へん 二七 彼の
 二八 鐵杖をもて諸邦の民を牧り彼等を陶瓦に器に如く碎かん我わが父より
 二九 受たる權威に如し 二八 我また彼に曙に明星を賜へん 二九 耳ある者の靈に諸教
 三〇 會ふいふ所を聽べし

三〇 爾サルデスに教會に使者に書贈るべし 神に七に靈を持たた七に星
 三一 を持も此に如く言と曰われ爾に行爲をしる又なんぢに生る名ありて其
 三二 實の死るとを知んなんぢ目を醒し幾と死んとする殘情を堅せよ我なん
 三三 ぢに行爲に我神の前に全きを見ざる也 是故に爾が受たるところ聞たる
 三四 所を憶起これを守りて悔改めよ若し目を醒し居すに我盜賊に如く爾に到
 三五 らん爾わが何の時なんぢに到るかを知ざる也 然どもサルデスになは數

三六 人いまだ其衣を汚さざる者あり彼等の白衣をきて我と同行まん彼等の
 三七 然するに足もれ也 五 勝を得もの 白衣を着られん我らに名を生命の書よ
 三八 り塗抹さず又わが父と其使等の前に彼が名を言陳ん 六 耳ある者の靈に諸
 三九 教會にいふ所を聽べし 〇 七 爾ヒラデルヒアに教會に使者に書贈るべし 聖
 四〇 もに誠ある者ダビデに輪をもつ者かれ關に誰も關ること能はず彼關れば
 四一 誰も關こと能はず此者かくは如く言と 八 曰われ爾に行爲をしる視よ我れ
 四二 門を爾に前に開けり之を關ることを得る者なし蓋なんぢ少く力ありて我
 四三 言を守り我名を棄ざれば也 九 夫は自らユダヤ人と稱て實の非ず唯謊言を
 四四 いふサタンに會れ或者をして我これを爾に所來らしめ爾の足に前に伏
 四五 しめ我なんぢを愛せしことを知しめん 十 爾わが忍耐に言を守しにより我
 四六 も亦なんぢを守りて地に住人を試みんが爲に全世界に臨んとする試煉に
 四七 時に之を免れしむべし 十一 われ迅速に來らん爾が有どころに者を堅く保ち
 四八 て爾に冕を人に奪るること勿れ 十二 勝をうる者をば我神の殿に内は柱とな

廿三 さん此より再び出るよとあし我また我神は名と吾神は京城すあのち天よ
 り我神の所より降る新しきエルサレムは名および我が新しき名を之お書
 さん耳ある者の靈は諸教會お言とふるを聽べし 爾ラオデキヤは教會
 の使者に書贈るべしアメンたる者忠信ある眞實の證者神の造化の始お
 る者かくの如く言と十五曰われ爾が冷かふる有す熱も有ざるを爾の行
 爲に由て知り我なんぢが冷かなるか或の熱からん事を願ふ 爾ぞでに温
 然して冷かふる有す熱くも有す是故に我あんぢを我が口より吐出さんと
 す さんぢ自ら我の富かつ豊になり乏き所なしと稱て實の惱るもの憐む
 べきものまた貧く替ひ裸體なるを知らざれば十八われ爾に勸なんぢ富をさ
 んために我より火に燬たる金を買また己の裸體は恥の露れざらん爲に白
 衣を買て纏へ又見ことを得ん爲に目薬を買て目にぬれ 十九 凡て我が愛する
 者は我これを責め之を懲す是故に爾勵て悔改めよ 三視よ我戸は外に立て
 叩もし我聲を聞て戸を開く者あらば我その人の所に就ん而して我の

三 人と偕に其人の我と偕に食せん 三勝をうる者に我さきに勝を得て我父
 と偕に其寶座に坐するが如く我と偕に我が寶座に坐することを許さん 三
 耳ある者の靈の諸教會に言とこころを聽べし
 四 此後われ見しに天に門開けありたり我が初に開る所の我に語れる
 窟の如き聲また我に語て曰とくに上れ我こののち起るべき事を爾に示さ
 んニわれ直に靈に感じ天に一の寶座設ありて其寶座の上に坐する者ある
 を見たり 三の坐する者の貌の金剛石、赤瑪瑙の如く且の寶座の四圍に
 緑の玉の如き虹あり 四の寶座の四圍に又二十四の寶座あり 二十四人の
 長老白衣をき首に金の冕を戴きて其寶座に坐するを見たり 五の中央の
 寶座の中より閃電迅雷および許多の聲いづ又の寶座は前に燃れる七は
 燈火あり是神は七の靈なり 六 寶座は前に水晶に似たる玻璃は海は如きも
 れあり寶座は正面とろの四圍に四は活物あり前後とろく目なり 七 第
 一は活物の獅子は如く第二は活物の牛は如く第三は活物の面は貌人は如

八 第四は活物の飛鷹に如しハこれ四は活物おれ六は翼あり其内外こ
 とくく目なり此も夜る晝る息ずしていふ聖かな聖かな聖かな昔し
 九 今在し後いまず主たる全能は神と九これ活物寶座に坐する所の世々窮
 十 なく生る者に榮を歸し之を尊び之に感謝せし時二十四人の長老寶座に
 十一 坐する者は前に伏この世々窮なく生る者を拜し己の冕を其寶座の前に投
 出し曰けるハ主よ爾の榮と尊貴と權威を受べき者なり爾の萬物を造り
 萬物の意旨に由て有ち且造れたり

十二 我また寶座に坐する者七の印にて封印せる内外に文字ある巻を其
 十三 右の手に持てるを見たりニ我また一人は強き天の使大なる聲を發して誰か
 十四 此巻を開き封印を解に堪る乎と宣傳るを見たり然るに天にも地にも地
 十五 にも此巻を開き又これを見んことを得る者なし一人として此巻を開
 十六 き又これを見に堪る者なきが故に我甚だしく哭り五彼は長老は一人われ
 十七 に曰けるハ哭なかれユダは支派より出たる獅子ダビデは根すでに勝を得

十八 六 たれば此巻を開き又この七の封印を解んことを得なり六われ寶座および四
 十九 の活物おれひだ長老等は間に羔立をるを見たり此羔さきに殺されし事わ
 二十 するが如し之に七の角と七の目あり此目の全世界に遣はす神は七は靈なり
 二十一 七これ羔すくみて寶座に坐する者右は手より巻を取りハ巻を取るとき
 二十二 ようの活物および二十四人は長老おれ一琴を執また香を盛たる金の香爐
 二十三 を執て羔の前に俯伏したり此香の聖徒等は祈禱なり九この長老たち新し
 二十四 き歌を唱いひけるハ爾ハ此巻を取その封印を解お堪る者あり蓋なんぢ曾
 二十五 て殺され其血をもて諸族諸音諸民諸國の中より我儕を贖て神に歸せし
 二十六 め且我儕の神は爲ふ我儕を王とあし祭司と作給へば也われら地に王た
 二十七 るべし十二我また見しに寶座と活物および長老等の四圍に衆の天の使の聲
 二十八 あるを聞き其數千々萬々十二かれら大聲に曰けるハ曩に殺れたりし羔の權
 二十九 威富智慧能力尊敬榮光讚美を受べき者なり十三我また天および地およ
 三十 び地の下および海の上にある所の凡て造れたるもの又其中に在もの皆い

十四 へるを聞き曰く願くは讚美、尊敬、榮光、權力、寶座に坐する者と羔どもに歸して世々窮なからんことを。是に於て四の活物アメンと曰り二十四人の長老伏て拜せり。

二 羔どもの一の封印を開しとき我觀しに活物の一つ雷の如き聲にて來れと曰を聞き二われ觀しに一匹の白馬を見たり之に乗るもの弓を携ふ且冕を與られたり彼常に勝り又勝を得んとて出行り。三また第二の封印を開し時われ第二の活物の來れと曰を聞き四また一匹の赤馬いで來れり之に乗るもの地の平和を奪ひ且人々をして彼此に相殺しむる權を予られたり彼また巨なる刀を授けらる。五また第三の封印を開しとき第三の活物の來れと曰を聞き我觀しに一匹の黒馬を見たり之に乗るもの手に權衡を携り六我かの四の活物の中に聲あるを聞き曰く銀十五錢に小麥五合銀十五錢に大麥一升五合なり油と葡萄酒を傷ふ可らず。七また第四の封印を開しとき第四の活物來れと曰を聞き八われ觀しに一匹の灰色たる馬を

九 見たり之に乗る者の名は死といふ陰府の後に隨へり彼等刀劍、饑饉、死亡および地の猛獸をもて世の人の四分の一を殺すの權を予られたり。十また第五の封印を開しとき祭壇の下に會て神の道のため及りの立し證の爲に殺されたる者等其靈魂あるを見たり十かれら大聲に呼り曰けるハ聖誠は主よ何時まで地にすむ者等を審判せず且これに我儕は血は報をなし給ざる乎。十一爰に彼等各人に白衣を賜へて之に曰給ひけるハ彼等如く殺されんとする其共に勞ける兄弟等其數は盈るまで安んじて暫く待べし。十二また第六の封印を開し時われ觀しに大なる地震あり日の毛布は如く黒なり月の血は如くなれり。十三天は星の無花果は樹は大風に搖て未だ熟せざる其果の落るが如く地に隕天の巻物を捲が如く去ゆき諸山諸島みな移てり其處を離れたり。十四地は諸王また貴人、富者、將軍、勇士すべての奴隸すべては自主悉く洞に匿れ山の巖の中に匿れ。十五山と巖とに曰けるハ願くは我儕は上に墜我儕を掩ふて寶座に坐する者の面と羔は怒を避しめよ

十七 この羔は怒れ大なる目すでに至れるなり誰か之に抵ることを得んや
 此後われ四人は天使地の四隅に立て地は四方は風を援どめ地は
 上にも海は上にも樹は上にも風を吹せざるを見たり又この他に一人は
 天使活神は印を持って東より登り来るを見たり此使者は地と海を傷ふ
 とを許されたる四人の使者お向て大聲に叫り我儕の神は僕に頼に我儕
 が印するまでの地をも海をも樹をも傷ふ可らずと曰り我印せられたる
 者の數を聞きイスラエルは諸は支派はうち印せられたる者合せて十四
 萬四千ありユダは支派あり一萬二千ルベンは支派あり一萬二千ガドは
 支派あり一萬二千アセルは支派あり一萬二千ナフタリは支派あり一萬
 二千マナセは支派あり一萬二千シメオンは支派あり一萬二千レビは支
 派あり一萬二千イサカルは支派あり一萬二千ゼブルンは支派あり一萬
 二千ヨゼフは支派あり一萬二千ベニヤミンは支派あり一萬二千人なり
 此後我觀しに諸國、諸族、諸民、諸音の中より誰も數へ盡すと能ざるはど

十 此許多人白衣をき手お櫻欄は葉をもち寶位と羔は前に來りて立り十一
 十二 彼ら大聲に叫り曰ける救の寶座に坐せる我儕の神と羔より出るなり
 十三 天使みな寶座および長老等と四の活物との四圍に立て寶座に向ひ伏俯し
 十四 神を拜し十二曰けるアメン願く讚美、榮光、智慧、感謝、尊敬、權威、能力
 十五 世々窮なく我儕は神に歸せよアメン 十三長老は一人われに曰ける此白衣
 十六 を着たる者の誰か且何處より來りし乎 十四われ答ける君よ爾これを知べ
 十七 し彼われに曰ける彼等の大なる艱難を経て來り曾て羔の血にて其衣
 十八 を滌これ白なせる者なり 十五是故彼等の神の寶座の前に在かつ神は殿
 十九 にて夜晝神事ふ寶座に坐する者の彼等中に居給ふべし 十六彼等の重て
 二十 飢す重て渴すまた日も熱氣も彼等を害せざる也 十七の寶座は前にある羔
 二十一 かれらを養ひ彼等を活る水は源に導き又神かれらの涙を其目より拭ひ給
 二十二 べ可れ也

三 前に立る七人使をみる彼等七使を予られたり また一人使
 金は香罏を持来て祭壇に側に立かれ多は香を予られたり此の寶座に前に
 ある金は祭壇に上に之を獻て諸は聖徒は祈禱に添しめん爲なり 香は烟
 聖徒は祈禱に添て天使は手より神は前に升れり 五 此は天使香罏を執
 れに祭壇に火を盛て地に傾けられは許多の聲迅雷と閃電および地震起れ
 り 〇 六 七使を執る七人使使を予られたり 七 第一の天の使使を
 吹ければ血の雜たる雹と火と地に雨降地の三分の一焚亡また樹の三分の
 一焚亡凡ては青草も焚亡たり 〇 八 第二の天使使を吹ければ火に焚る大
 ある山は如きもの海に投入られ海は三分の一血に變たり 九 海の中にある
 造られたる活物三分の一死船三分の一破壊たり 〇 十 第三の天使使を吹
 ければ一の大なる星明燈の如くに燃て天より墮即ち河の三分の一および
 水の源も墮たり 十一 この星の名は茵蔯といふ水の三分の一の茵蔯の如く苦
 く變り如此水の苦く變るも因て多の人死り 十二 第四は天使使を吹ければ

十三 日の三分の一の月の三分の一の星の三分の一みな撃れて其三分の一すべて暗
 かり晝三分の一の光なく夜も亦光なし 十三 われ見しに一の鷲穹蒼の中央を飛
 大なる聲にて呼をさく曰く後また三人の天使使を吹んと爲により地に
 住者の禍なるかな禍なるかな禍なる哉
 第十四章 第五の天使使を吹ける時我天より地に墮たる一の星を見たり此星
 底なき坑の鑰を與られたり 二 彼底なき坑を啓ければ大なる爐の烟の如き
 煙坑より上り日と穹蒼といは此坑の烟の爲に暗なれり 三 多の蝗烟の中より
 地に出この蝗地の權の如き權を與らる 四 又地の草もろくの青緑お
 よび諸の樹を傷ふこと勿た 五 額に神の印なき人々を傷ふべしと命せられ
 たり 五 且これに人を殺ことを許さず惟五ヶ月は間かれらを苦むる事を許
 れたり其痛苦の人蠍に刺れたる時其痛苦は如し 六 この時に人を死を求ん
 ど爲ども能はず死んことを願ども死の遁去べし 七 此蝗は狀の戦のため
 備たる馬の如し頭に金の冕れ如もれを戴き其面の人の面は如し 八 此に

九 女の髪の毛の如き髪あり其齒ハ獅子の齒の如し九また鐵の胸當の如き胸當あり其翼の音ハ數多ハ馬ハ戰車を引テ戰場に馳ルガ如し十且これに蠍ハ尾ハ如き尾と蠶とあり此蝗五ヶ月ハあひだ人を傷ム權を有リ十一此蝗に王あり底なき坑ハ使者ありヘブルの音にて其名をアバドンと云ギリシヤの音ハアポリオンと云十二一の禍すぎ去テあハ二の禍至らんとす十三第六の天の使ヲ吹シ時ハ神の前なる金の祭壇の四角より出る聲ありテ十四この筈ヲ持テ第六の天の使に語をさク曰カの繫レテ大河ユフラテの邊ニある四人の使者ヲ釋セ十五乃チ四人ハ使者釋レたり年月日時未至リテ人ハ三分レ一ヲ殺さん爲ニ之ヲ備シムレ也十六騎兵ハ數ハ萬々あり我ラハ數ヲ聞リ十七我異象ニ此馬ト之に乗ル者ヲ見シガ其形狀カクノ如シ彼等ハ火色紫 色、硫磺色の胸當ヲ着馬の首ハ獅子の首の如ク其口より火ト煙ト硫磺ト横イツ十八此馬の口より出る火ト煙ト硫磺ト三のものト爲ム人の三分の一殺レたり十九この馬の力量ハ口ト尾ハあり其尾ハ蛇の如クして首あり之を

二十 以テ人を傷ム也二十この禍にて殺レざる餘の人々の尙ラの手未ス所ヲ悔改メズ惡鬼ヲ拜シ見コト聞コト行コトを得ザル金銀銅石木の偶像ヲ拜シ三又この兇殺魔術姦淫盜竊ヲ悔改メズ
第十章 我また一人の強き天使の雲を衣テ天より降ルを見たり虹の首にあり其面ハ日の如ク其足ハ火の柱の如シニ其手にハ展タル小き巻をどり其右の足を海の上ニふみ左の足を地に履ニ獅子の吼ル如ク大聲に呼レリ呼レるとき七の雷ありテ聲ヲ出セリ 四七の雷聲ヲ發シテ時ハ之ヲ書記さんとせしニ天より出る聲ありテ此七の雷の言ることハ爾これヲ封じて書記す可らずと曰ルヲ聞リ 五我が見る所の海と地に跨リ立テ天の使右の手ヲ舉テ天に向ヒ六世々窮なく生る者即チ天および其中のもの地および其中のもの海および其中の物ヲ造タル者ヲ指テ誓ヒ曰けるハ此のち時ヲ延ズ可らず七第七の天使の聲ヲ出スとき即チ筈ヲ吹トさに至リテ神の僕ある預言者等に示シ給ヒシ如ク其奧義成就すべし八我ガ聞シ所の天よ

九 出し聲また我に曰けるの行て夫海と地に跨り立る天使の手に持どころ
 の展たる小き巻を取れ我らの天使の所に往て之に曰けるの請小き巻を我
 十 手に予よ彼いひけるの此巻を取て食盡せ爾の腹苦く爲べし其口に入るるとき
 の蜜の如く甜らんわれ天使の手より小き巻を取て之を食しに口に在し
 十一 時の其甜こと蜜の如ありしが食盡しし時わが腹苦く爲たりわかれ我に曰
 けるの爾再び諸民諸國諸音諸王の事を預言すべし
 十二 我わが二人の證者に能を予ん彼等麻の衣を着て千二百六十日の間預
 言すべし彼等の地を宰とる主の前に立る二の橄欖の樹二の燈臺あり
 十三 もし彼等を害んとする者あれば火の口の口より出て其敵を滅すあり若し
 十四 彼等を害んとする者あれば其者の此の如く殺るべしわかれら預言する

七 問天を閉て雨を降ざらしむるの權を有り亦水を血に變らせ且その心の任
 八 幾回にても各様の災殃を以て地を撃擗を有り七 彼等が其證ををし畢ん
 九 どき底き坑より上る獸ありて之と戰ををし勝て之を殺さん八の屍の
 十 大ある邑の衢にあり此邑を譬てソドムと名け亦エジプトと名く即ち主の
 十一 十字架に懸られ給ひし所あり諸民諸族諸音諸國の者三日半の間かれ
 十二 らの屍を見かつ其屍を墓に葬るとを許さず地にすむ者等かれらの死し
 十三 に因て喜び樂み互に禮物を贈答せん蓋この二人の預言者地に住ものを苦
 十四 めたれば也三日半のち生の靈神より出て彼等の中に入られら起て其
 十五 足を立しかば之を見むの大に懼たり十二 われ天より大ある聲ありて此に升
 十六 れど彼等に言を聞き彼等雲に乗て天に升れり其敵これを見たり十三の時
 十七 に大ある地震ありて邑の十分の一傾れ此地震の爲に死し者七千人遺れ
 十八 る者等の大に懼れ榮を天の神に歸せり十四の禍すぎ去り第三の禍速
 十九 に來らんとす十五 第七の天使 箴を吹しとき天に大なる聲ありて曰此世

十六 諸の國の我儕の主および主のキリストの屬と爲りキリスト世々窮なく
 之を治め給はん 神の前に在て位み坐し居たる二十四人の長老俯伏して
 神を拜し 十七 曰ける 今在し昔し 在す全能の主たる神よ 我儕感謝す 爾す
 十六 大なる權を執て政事を施し給ふに 因 諸の國の民怒を懷けり 爾の怒も
 亦至れり 且死し者を審判して 爾の僕なる預言者及び聖徒あらびに 大と小
 どの別なく 其名を懼る者 賞を予へ地を亡す者を亡し給ふ時既に至れ
 十九 時に 神の殿天に開け 殿の中に 神の約束の櫃みゆ 又閃電と聲と 迅雷お
 よび地震と 大なる雹と有さ
 二十 愛に大なる異象天に現れる 一人の婦あり 日を着月を足の下にふ
 三十一 首に十二の星の冕を戴けり 二彼すでに孕み居しが 子を産んとして 甚く
 苦み泣叫べり 三 また一の異象天に現れる 一條の大なる赤龍あり 之に七の
 首と十の角あり 其七の首に七の冕を戴けり 四 尾にて天の星三分の一
 を曳これ地に墜せり 此龍子を産んとする婦の前に たち産を待て 其子を

五 食んとす 婦男子を生り 其子鐵の杖をもて 萬國の民を主理らんとす 彼神
 六 其寶座の下に擧られたり 婦のがれて野に往り 神のこにて 彼を千二百
 七 六十日のあひだ食ひしめん爲に 備給へる 一の所あり 七 斯て天に戰起れり
 八 ミカエルの使者を率て 龍と戰ふ 龍も亦一の使者を率て 之と戰ひしが 八
 九 勝こと能ず 且再び天に居ことを得ず 九 是に於て 此大なる龍すなり ち惡魔
 十 と呼れ サタンと 呼る者 全世界の人を惑す 老蛇地に 逐下さる 其使者も亦
 十一 とともに 逐下されたり 十 天に大なる聲あるを 聞き 曰く 我儕の神の救と能力
 十二 と其國と 神のキリストの權威 今すでに至れり 蓋われらの神の前に 夜晝わ
 十三 れらの兄弟を 訴ふる者 既に 逐下されたり 也 十一 我儕の兄弟の 羔の血およ
 十四 び己が 證せし所の道に 因て 之に 勝り 彼等の死に至るまで 其生命を惜ざり
 十五 是故に 天と 天に居者の喜べ 地と 海の禍なる 哉 一の惡魔おのが 時の幾
 十六 時も 無をまり 大なる怒を懷て 爾曹の所に 下れば 也 十三 龍おのが 既み 地に
 十七 逐下されしを見て 彼の男子を生る婦を 窺せり 十四 この婦 大なる 鷲の 二の翼

を予られ野に飛て己が所に至り其處にて蛇を避二年と二年と半年のあひ
 だ養はれたり十五蛇の口より水を河の如く婦の後に吐て之を漂さんどせ
 り十六地婦を助け口を啓て龍の口より吐たる水を吞盡せり十七龍婦を怒りて
 その餘の兒女すなわち神の誠を守りイエスの證を有つものと戦いんとて
 往り

第二三章 われ海の砂の上に立て一匹の獸の海より出るを見たり之に七の
 首と十の角あり其角の上に十の冕を戴き其首に僭妄の名を書せり我が
 見し所の獸の形豹の如く其足熊の足の如く其口の獅子の口の如し
 龍おのれの能力と座位と大なる權威を之に予たり我この獸の一の首傷
 を受も幾ど死んとする状なるを見たり其死んとする状なりし傷愈けれ
 ば全世の人これを奇として従へり龍の權威を獸に予しに因て人を龍を
 拜し又この獸を拜し曰ける誰か此獸の如き者あらんや誰か之と交戦を
 なし得もの有ん乎この獸大なる言と譎す言とをいふ口を予られ又四

十二ヶ月のあひた働をなすべし權を予らる六かれ口を啓て神を譎し其名
 と其幕屋および天にすむ者等を譎せり七かれ聖徒等と戦ひ之に勝てざる
 許され又諸族諸民諸音諸國を宰ざる權威を予られたり八地に住る凡の
 人即ち世の始より殺され給ひし羔の生命の冊お其名を録されざる者等の
 此獸を拜せん九耳ある者之を聽べし十凡る人を虜にする者己また虜
 にせられ刀おて人を殺す者己また刀おて殺さるべし聖徒の忍耐と信仰
 茲に在○我また一匹の獸の地より出るを見たり之お二の角ありて羔の
 角の如し且その言ふと龍の如し十二この獸先の獸の前にて先の獸の凡の權
 威をとり地と其上に住る者をして先に死んとする状なりし傷の愈たる獸
 を拜せしめたり十三また大なる奇徴をなし人々の前にて火を天より地に降
 し十四且その權を得て獸の前に行ふ所の奇徴を以て地にすむ者を欺き彼等
 に語りて彼の刀傷を受けてなほ活る獸の像を作らしむ十五彼この獸の像に生
 命を予へ之をして言ふことを得しめ又その像を拜せざる者を悉く之に殺

十六 しむるの權を予られたり十六 かね衆人をして大小貧富自主、奴隸の別なく
 十七 或の右の手或の額に印誌を受し十七 印誌すなりち獸の名あらざる者ある
 十八 ひん其名の數あらざる者凡て貿易する事を得ざらしめたり十八 此獸の數
 目義を知もの智慧あり才智ある者此獸の數を算よ獸の數人の數
 なり其數の六百六十六なり

二 第四言われ觀しに羔シオンの山に立り十四萬四千の人は是と偕にあり皆
 三 の額に羔の名および羔の父の名を書せり二われ天より聲あるを聞き衆
 四 の水の聲の如く大なる雷の聲の如し我が聞し此聲の琴を彈者の琴をひく
 五 琴の音なり三かれら新しき歌を寶座の前および四の生物と長老等の前に
 六 歌ふ此歌の贖ゆることを得て地より來れる十四萬四千人の外、學得こ
 七 どなし彼等の婦女と交りて其身を玷ざる潔者なり且羔の往ところ何處
 八 にても之に従ふ彼等の人中より贖出されたる者にて神と羔に獻し初の
 九 果なり五それ口謊言なし彼等の疵なき者也○六我また一人の天使の嘗者

七 の中央を飛を見たり彼地にすむ者即ち諸國諸族諸音諸民に宣傳を爲に
 八 永遠ある所の福音を携へ七 大なる聲にて曰ける神を畏れ榮を之に歸せ
 九 よ蓋神の審判し給ふとき既に至ればなり天地海及び水の源を造り給ひし
 十 者を拜せよ八 また一人の天使のあとに従ひ往て曰ける大なるバビロ
 十一 ン傾たり傾たり彼等の姦淫に因て干る怒の酒を萬國の民にも飲しめた
 十二 り第三の天使かれらの後に従ひ往て大聲に曰ける若し獸と其像を拜
 十三 し其印誌を額あるひん手に受る者あらば十 必ず神の怒の酒を飲ん即ち神
 十四 の怒の杯に物を雜すして斟る者也また聖天使たち及び羔の前にて火と硫
 十五 磺を以て苦めらるべし十一の苦めらるる烟上に騰て盡る時なし獸と其像
 十六 を拜する者また其名の印誌を受る者の夜晝安からざるなり十二 神の誠とい
 十七 エスを信する信仰を保つ聖徒の忍耐こゝに在十三 われ天より聲ありて我に
 十八 言ふを聞き曰なんち此言を書せ今より後主に在て死る死人の福なり靈も
 十九 亦いふ然かれらの其勞苦を止て息ん其功これに隨いんと○十四 われ觀しに

十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二

白雲あり其雲の上に人の子のごときもの首に金の冕を戴き手に利鎌を持
て坐せり十五 また一人の天使殿より出大なる聲にて雲の上に坐る者に曰
けるハ十六 爾時すでに至れり地の穀物すでに熟したり爾の鎌を入れて刈十七 雲の
上に坐する者その鎌を地に入れれば地の穀物刈取れたり十七 また一人の天
使天に十八 あり殿より出かれも亦利鎌を持ち十八 また一人の火を掌る權威を有
る天使祭壇より出大なる聲にて利鎌を持つ者に曰けるハ地の葡萄す
で熟したり爾の利鎌を入れて葡萄の球を刈斂め十九 天使の鎌を地へ入
地の葡萄を刈斂めて神の怒の大なる醜に投入たり二十 城の外にて此醜を踐
しに血醜より出て馬の轡に達はゞに至り廣れること七十五里に及びり
第二十一節 我また大にして且奇なる異象の天に現れしを見たり七人の天使
最後の七の災殃を持ち神の怒ハ此にて盡る也二十一 我また火の雜たる玻璃の
海の如きものを見たり且獸と其像および其名の數ハ勝たる者神の琴を執て
此玻璃の海の上に立るを見たり二十二 され神の僕モーセの歌と羔の歌を謳

四 六五 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二

て曰けるハ主全能の神おんちの行爲ハ大なるかな妙なるかな萬民の王よ
爾の道の義なるかな誠なる哉二十三 主よ誰か爾を畏ざらんや誰か爾の名を崇
ざらんや唯なんぢ聖二十四 萬國の民なんぢの前二十五 來りて拜せん爾の義を行爲
すでに顯れたり二十六 此後われ觀しに天にて證の幕屋の殿開たり二十七 七の災
殃を持つ七の天使潔して光ある布をき胸に金の帯を束ねて此殿より出二十八
四の活物の一この七人の天使に世々窮なく在す神の怒を盛る金の金椀を
予ハ神の榮光と權力より出る煙殿に満たり七の天使の持つ七の災殃の
畢まで殿に入ことを得者なし
第二十八節 我また殿より大なる聲いで二十九 七の天使に語るを聞き曰く往て神
の怒を盛る七の金椀を地に傾けよ三十 第一の使者ゆきてろの金椀を地に傾
けられ獸の印誌ある人と其像を拜する人どに惡かつ苦痛の腫物生たり
第三の使者ろの金椀を海に傾けられ海ハ死し者の血の如くなりて海
にある活物みな死たり三十一 第三の使者ろの金椀を河および水の源に傾け

五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五

れバ其水みな變て血と爲り五 且れ水を掌る天使の云る言を聞き曰くいま
在し昔じ在す聖主よ爾かくの如く審判をなし給ふに因て義なり六 なんぢ
聖徒と預言者の血を流し彼等に血を予て飲しむ彼等ハ之を受べき者な
り七 我また聲ありて祭壇より出るを聞き曰く然り主たる全能の神よ爾の
審判ハ正かつ義なり八 第四の使者の金椀を太陽の上に傾けられバ太陽
火を以て人を烤の權を予られたり九 人々大熱に烤れて此等ハ災殃を掌と
り給ふ神ハ名を詠り且悔改めず神に榮を歸せざりき十 第五は使者の金
椀を獸ハ座の上に傾けられバ其國暗なり人みな痛苦に因て其舌を齧たり
十一 又の痛苦と腫物と故に因て天の神を詠り己が行を悔改めざりき十二
第六の使者の金椀を大河ユフラテに傾けられバ其水涸盡たり是東方ハ
諸王ハ路を備ん爲なり十三 我また龍ハ口と獸ハ口及び偽り預言者ハ口より
蛙に似る三は汚たる靈ハ出るを見たり十四 此ハ惡魔ハ靈なり異なる跡を行
ひて全地ハ諸王に就り彼等をして全能ハ神ハ大なる日ハ戰に集らしむ十五

十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三

視よ我盜賊の如して來らん裸程にて行き羞處を見るふこと無らん爲に目
を醒し衣を着る者のハ福なり十六 かの三の靈諸王たちをへブルの音にてハ
ルマゲドンとよぶ所に集たり十七 第七の使者の金椀を空中に傾けられバ
大なる聲天の殿の中なる寶座より出て曰けるハ既に成り十八 此とさ許多の
聲迅雷閃電また大ある地震ありき人の地に出しより以來かくの如き大な
る地震ありし事なし十九 大ある邑三にあり異邦人の諸の城傾たり神大なる
バビロンを憶起して之に己の劇き怒の酒を盛たる杯を予へ給へり二十 諸の
島は遁去もろくの山ハ見なく爲り三また大ある電天より人々のの上に降
り電とどに重さ約一タラントあり人々電の災に因て神を詠れり蓋この
災甚しく大なれば也
七の金椀を持る七人の天使の其一人きたりて我に語て曰けるハ
來れ我あんぢに多の水の上に坐する大淫婦の審判を示さん 二地の王等こ
れと淫を行ひ地に住る者その淫亂の酒に酔たり三 われ靈に感し携へられ

七の首と十の角あり。この婦紫と緋の衣を纏ひ金と寶石と眞珠を以て
 身を飾り手に憎べきもの及び己が奸淫の穢を盛る金の杯を持。その額に
 名を書せり云く奧義大なるバビロン地の淫婦と憎むべき者との母。我此
 婦の聖徒の血に酔イエスの證を作し者等の血に酔たるを見たり我この婦
 を見て大に駭き異めり。天使われに曰ける。爾亦にゆる駭くや我あんち
 に此婦および之を乗する七の首十の角ある獸の奧義を語ん。爾が見し獸
 の昔には有しが今の無のち無底坑より上りて沈淪に往ん。世の始より生命
 の冊に其名を録されざる地に住るもの昔にあり今あらず後また出る獸を
 見て駭かん。爰に智慧の心あるべし。此七の首の婦の坐する七の山なり。十
 七の王あり其五の既に傾て一の尙あり餘の一未だ來らず來らば暫く止
 らん。昔に在て今あらざる獸の第八なり即ち七の王より出し者にて終に
 沈淪に往ん。爾が見し十の角の十の王なり彼等の未だ國を得ざれども此

獸と偕に一時のあひた玉の如き權威を執べし。彼等のみな同心にて己が
 能力と權威を彼の獸に予ふ。かれら羔と戰ん而して羔これに勝なり。蓋
 羔の諸の主の主王の王これと偕にある者みな召れ選れたる忠信の者な
 るに因。天使また我にいふ。淫婦の坐する所の爾が見し水の庶民、群衆、諸
 國、諸音なり。爾が見し十の角と獸の夫の淫婦を憾み之をして荒墟かつ
 裸程に爲しむ。又その肉を食ひ火を以て之を焚べし。蓋彼等に神おのが旨
 に循ふの心を予へ。彼等をして心を同らせしめ。且神の言の悉く成まで其國
 を獸に予しめ給へ。也。爾が見し婦の地の諸王に王たる大なる城邑なり。

第十八章 此後見れ。又一人の天使の大なる權威を有て天より降るを見るの
 榮地を照し輝けり。二かれ大なる聲にて呼り曰ける。大なるバビロン傾た
 り傾たり。今惡魔の住處また各様の汚たる靈および穢たる憎べき鳥の巢と
 爲り。三ろの萬國の民かれが奸淫に因て干る怒の酒をのみ地の諸王かれと
 淫を行ひ地の商買かれが甚しき奢華に由て富を致す也。○我また天より

五 聲あるを聞き曰くが民よ爾曹かれは罪に共に與りまた彼れ災に共に遇て
 六 どを免れんが爲るは中を出べし五 ろれ彼が罪の積りて天に至り神の不
 七 義を心に記給へり六 彼が爾曹に爲し如く彼に爲るの行を照し倍して之に
 八 報い彼が斟予し杯に爾曹また倍して之に斟予へよ七 彼が自ら高より自ら
 九 奢れる如く亦痛苦悲哀を彼に予へよ彼心の中に謂れ女の女王は位に坐す
 十 我の寡婦に非ず我かあらず悲哀に遇じと八 是故に諸れ災殃一日に彼
 十一 其身に來らん即ち死、悲哀、饑饉なり彼また火にて焚盡されん蓋彼を鞫給
 十二 ふ主たる神の能力ある者なれば也九 彼と煙を行ひ彼と共に奢華くらし
 十三 地は諸王彼が焚る煙を見て之が爲に哭き哀まん十 此れ諸王かれが受る
 十四 痛苦を畏れ遙に離れ立て曰ん哀き哉哀き哉大なる邑**バビロン**堅固なる邑
 十五 爾が受る審判一時の間に至れりと十一 地の商賈これが爲に哭哀めり蓋かれ
 十六 らの貨物を買人なれば也十二 一の貨物の金銀、寶石、眞珠、細麻布、紫にて
 十七 染し物、絹、緋に染し物各様の香木、象牙各様の器皿價貴き木或は眞鍮或は
 十八 鐵あるひは臘石にて作る各様の器皿十三 又肉桂、香料、香膏、沒藥、乳香、葡
 十九 萄酒、油、麥粉、麥、牛、羊、馬、車、奴隸および人の魂なり十四 **バビロン**爾が心嗜る
 二十 果穀の熟期すでに過去すべての奢れる華美のもの既に亡く復これを見ざ
 二十一 るべし十五 此等の物を販ひ**バビロン**の爲に富を致しと者等**バビロン**の受る
 二十二 苦を畏れ遙に離れ立て哭哀み曰けるハ 哀き哉哀き哉細麻布と紫にて染
 二十三 し物と緋に染し物とを纏ひ金、寶石、眞珠にて飾たる大なる城邑よ此の如
 二十四 き大なる富一時の間に消滅んとハ凡の舟長海を航る人々及び舟子と海
 二十五 に由て生業を作るもの**バビロン**の燃る烟を見はるかに離れ立て喊叫いひけ
 二十六 るハ何の邑か此大なる邑に比ぶ可んや十九 また座を首の上に散布し哭哀つ
 二十七 く叫び曰けるハ哀き哉哀き哉この大なる邑の奢侈に由て凡て海に舟を
 二十八 有る者の富を得たる此邑一時の間滅しと二十 天よ聖徒、使徒、預言者よ爾
 二十九 曹これを喜べし神なんぢらの爲に之を審判給へる也三十一 一人の強き天の使
 三十 磨の如き巨なる石を取これを海に投て曰けるハ大なる城**バビロン**此の如

三十一 磨の如き巨なる石を取これを海に投て曰けるハ大なる城**バビロン**此の如
 三十二 磨の如き巨なる石を取これを海に投て曰けるハ大なる城**バビロン**此の如

三 烈しく打仆されて再び顯るゝ事なからんニバビロンよ爾の中に琴をひ
 二 奏し樂を奏し笛をふき箏を鳴す聲重ねて聞えず各様の工人重ねて見えす磨
 一 の音重ねて聞えずニ火燈の光かさねて輝す新郎新婦の聲かさねて聞えず
 二 魔術に惑されたれば也三 預言者聖徒および凡て地に在て殺されたる者の
 一 血此邑に見えたり

四 此後これ許多の人の呼が如き大なる聲の天に在を聞き曰ハレル
 三 救と榮と權力の我儕の神の有ち給ふ所なりニろの審判の直かつ義なり
 二 蓋神かの淫亂も因て世界を汚したる大淫婦を鞫さ己が僕等の血の報を求
 一 て之を罰し給へハ也ニがれら再ハレルヤと言ひ淫婦を焚火の烟のぼりて
 六 世を熄時なし四 二十四人の長老および四の活物寶座に座し給ふ所の神を
 五 伏拜てアメンハレルヤと言へり五 聲寶座より出ていふ神の僕よ神を畏る
 六 者よ天と地の別なく皆むれらの神を讚美すべし六 我おほくの天の聲

七 ぬき多の水の音の如く大なる雷の聲の如き聲を聞き曰ハレルヤ夫主な
 八 る全能の神の王なり七 せられ喜び樂みて神を崇めん蓋羔の婚姻は期す
 九 に至り其婦すでに自ら備をなし畢たれば也八 婦の潔して光ある細布を衣
 十 ことを許さる此細布の聖徒は義なり九 天使に曰けるハ羔は婚姻は筵
 十一 招れたる者の福なりと書記せ又曰れに曰これ神の眞は言なり十 我ろの
 十二 足下に俯伏して拜せんと爲ければ彼我にいふ然すべからず慎めよ我も爾
 十三 と同く僕なり亦イエスの證を有つ爾は兄弟と同く僕なり爾たを神を拜せ
 十四 よイエスは證を立る靈と預言は靈と殊なる事なし〇十二 我また天は關を觀
 十五 しに一匹は白馬あり之に乗るも忠信また誠實と稱らる彼の義を以て審
 十六 判と戰爭を爲せり十三 目を火の如く其首の多は冕を冠れり又録せる
 十七 名あり彼れ外に之を識者なし十三 され血に染たる衣を纏へり彼れ名の神は
 十八 言と云天にある諸軍峻く輝ける細布をさ白馬に乗て之に従へり十五 彼の
 十九 口より利劍いす之を以て列國は民を撃かつ鐵の杖を以て列國の民を牧ら

十六 彼また全能の神の甚しき怒れを踐み彼が衣と股に録せる名あり曰く
 十七 諸王の王諸主の主我また一人の天使の日の中に立るを見たり彼空中に
 十八 飛鳥に大なる聲にて呼曰ける爾曹神の大なる筵に集り來り諸王の肉
 十九 將軍の肉勇士の肉馬と之に乗る者肉および自主奴隸大と小と別なく
 二十 凡の人肉を食へ十九我のれ獸地の諸王および其軍隊既に集りて白馬に
 二十一 乗る者および其軍隊と戦んと爲を見たり二十獸と偽の預言者と共に擒に
 二十二 せらる此偽の預言者の前に獸れ前にて異なる跡を行ひ獸れ印誌を受たる
 二十三 者および其像を拜する者を惑し者なり此二れもれ生ながら硫磺にて燃
 二十四 る火池に投入られ三それ餘れ者の白馬に乗る者れ口より出る所れ劍お
 二十五 て殺れたり諸の鳥かれらの肉を食ひて飽り
 二十六 **第二十章** され一人の天使底なき坑の鑰と大なる錠を手携へて天より降
 二十七 るを見たりニかれ悪魔と稱へサタンと稱る龍すなわち老蛇を縛て之を千
 二十八 年のわきに縛置んとす三之を底なき坑に投入れ閉てめて其上に封をなし

一 千年過るまで諸國の民を惑すこと莫らしむ其後かならず暫時のおひだ釋
 二 放さるべし我おほくの座位を見しに其上に坐する者あり彼等審判の權
 三 を予らる又イエスの證および神の道の爲に首斬れたる者の靈魂を見たり
 四 此の獸と其像を拜せず其印誌を額あるひの手に受ざりし者の靈魂なり皆
 五 生てキリストと共に千年の間王と作り五其他の死人の千年終まで甦らざ
 六 る也これ第一の復生なり六この第一の復生に與る者の福なり是聖者なり
 七 此輩の上に第二の死の權を執こと能す彼等の神とキリストの祭司と作キ
 八 リストと共に千年の間王たるべし七千年終てサタン其囚より釋放さる
 九 べし八かれ出て地の四方の列邦ゴグとマゴグを惑し之を集て戦しめんと
 十 す彼等の數の海の沙の如し九かれら地に遍く滿て聖徒の陣營と愛せらる
 十一 と城とを圍む此時に火天より降りて彼等を焚盡せり十彼等を惑し惡魔
 十二 火と硫磺の池に投入られたり即ち獸および偽の預言者の居ところ也こ
 十三 の夜も晝も患難痛苦ありて世々熄時なし十一われ白き大なる寶座と之に

十三 東に三の門あり北に三の門あり南に三の門あり西に三の門あり十四 城
 十五 石垣に十二の基址あり其上に羔の十二使徒の名あり十五 我に語れる者城
 十六 と門と石垣とを測ん爲に金の竿を持たり十六 城の四方にして長と闊と同
 十七 と天使竿を以て城を測しに六百里あり長と闊高さ共に相等し十七 又その石
 十八 垣を測りしに人の度に從へば百四十四キユビトあり人の度の天使の度と
 十九 同じ十八 石垣の金剛石にて築き城は清潔なる玻璃の如き純金にて造れり十九
 二十 城の石垣の基址の各様の玉にて飾れり第一の基址の金剛石第二の青玉第
 二十一 三の赤玉第四の緑の玉第五の紅の瑪瑙第六の黄色の玉第七の薄き黄色
 二十二 なる玉第八の水色の玉第九の紅の玉第十の翡翠第十一の深紅の玉第十
 二十三 二の紫れ玉なり二十二の門の十二の眞珠なり一の眞珠にて一門を造り
 二十四 城の欄の澄徹る玻璃れ如き純金なり三三 城の中に殿あるを見ず蓋主た
 二十五 る全能神および羔なり殿なれば也三三 また城に日月は照るを需す蓋神
 二十六 け榮光これを照し且羔城の月燈なれば也三三 萬は國は民は光に藉て行を

二十五 地の諸王おのれの榮と尊貴とを以て此城に來らん三三 一の門の終日とち
 二十六 ず此に夜ある事なし三三 萬の民己の榮と尊貴とを以て此城に來らん三三 凡て
 二十七 潔らざる者と憎べき行を爲もの或の謊をいふ者の必ず此に入らざ
 二十八 唯羔の生命の書に録されたる者のみ入なり
 二十九 天使生命の水の河を我に示せり其水澄徹りて水晶の如し神と
 三十 羔の寶座より出二城の欄の中および河の左右に生命の樹あり十二種の果
 三十一 を結び一種を月ごとに結ぶ也其樹の葉の萬國の民を醫すべし三三 重て呪詛
 三十二 あることなし神と羔の寶座ろこに在りの僕これに事ん四 僕ども神の面を
 三十三 み神の名かれらの額に在べし五 彼處に夜あることなく燈の光と日の光
 三十四 どを用ることなし蓋主なる神かれらを照し給へば也かれらの世々窮なく
 三十五 王たらん六 天使また我に曰ける此言の信す可して誠實なり預言者の靈
 三十六 魂の神なる主速かに成んと爲ことを其衆僕に示すために其使者を遣せり
 三十七 七 われ速かに至らん此書の預言の言を守る者の福なり〇八 我曰ふ予此等

九 の事を見聞せり之を見聞せしとき我に此等の事を示せる天使の足下に俯伏して拜せんと爲けれバ九 我にいふ然すべからず慎めよ我の爾と同一僕なり亦なんぢの兄弟なる預言者及び此書の言を守る者と同一僕なり爾たふ神を拜せよ十 彼また我に曰ける此書の預言の言を封すること勿れ蓋時近けれバ也十一 不義者の不義なる任にし汚穢者の穢き任にし義者の義なる任にし聖者の聖き任にせよ十二 且れ速かに至らん必ず報應あり各人の行ふ所に循ひて之に報べし十三 我のアルバ也オメガなり首先なり末後なり始なり終なり十四 子の衣を洗ひし者の福なり彼等の生命の樹の果を受けることを得た門より城入ることを得べし十五 犬および魔術を爲もの奸淫を行ふもの人を殺すもの偶像を拜する者また凡て謊言を好て虚妄を行ふ者の城の外に居なり十六 我イエス也が使者を遣して此事を爾曹諸教會に證す我のダビデの根また其苗裔なり我の輝く曙の明星なり十七 靈と新婦といふ來れど之を聞者も來れといへ渴者の來るべし願ふ者の價なしに生命の水

十八 を飲べし我この書の預言の言を聞者に證をなす若この書の預言の言に加る若われバ神この書に録す所の災を以て之に加へん十九 若この書の預言の言を削る者われバ神之をして此書に録す所の生命の樹の果と聖城とに與ること莫らしむ二十 此事を證する者いひける我必らず速かに至らんアメン主イエスよ來り給へ三願くハ主イエスの恩寵すべての聖徒と共に在んことを

新約全書

約翰默示錄

印刷所

福音印刷合資會社

七百五十八

發行人

聖

書

館

神奈川縣橫濱市山下町六十一番地

印刷人

半

田

研

吉

神奈川縣久良岐郡根岸村三千五百六十五番地

發行人

米

國

人

ヘンリー・ルーミス

神奈川縣橫濱市山下町二百廿三番地

明治三十三年四月二日印刷

明治三十三年四月五日發行

新約全書約翰默示錄終

明治三十三年四月二日印刷
明治三十三年四月五日發行

發行人

ヘンリー・ルーミス

神奈川縣橫濱市山下町二百廿三番地

米國人

印刷人

半田研吉

神奈川縣久良岐郡根岸村三千五百六十五番地

發行所

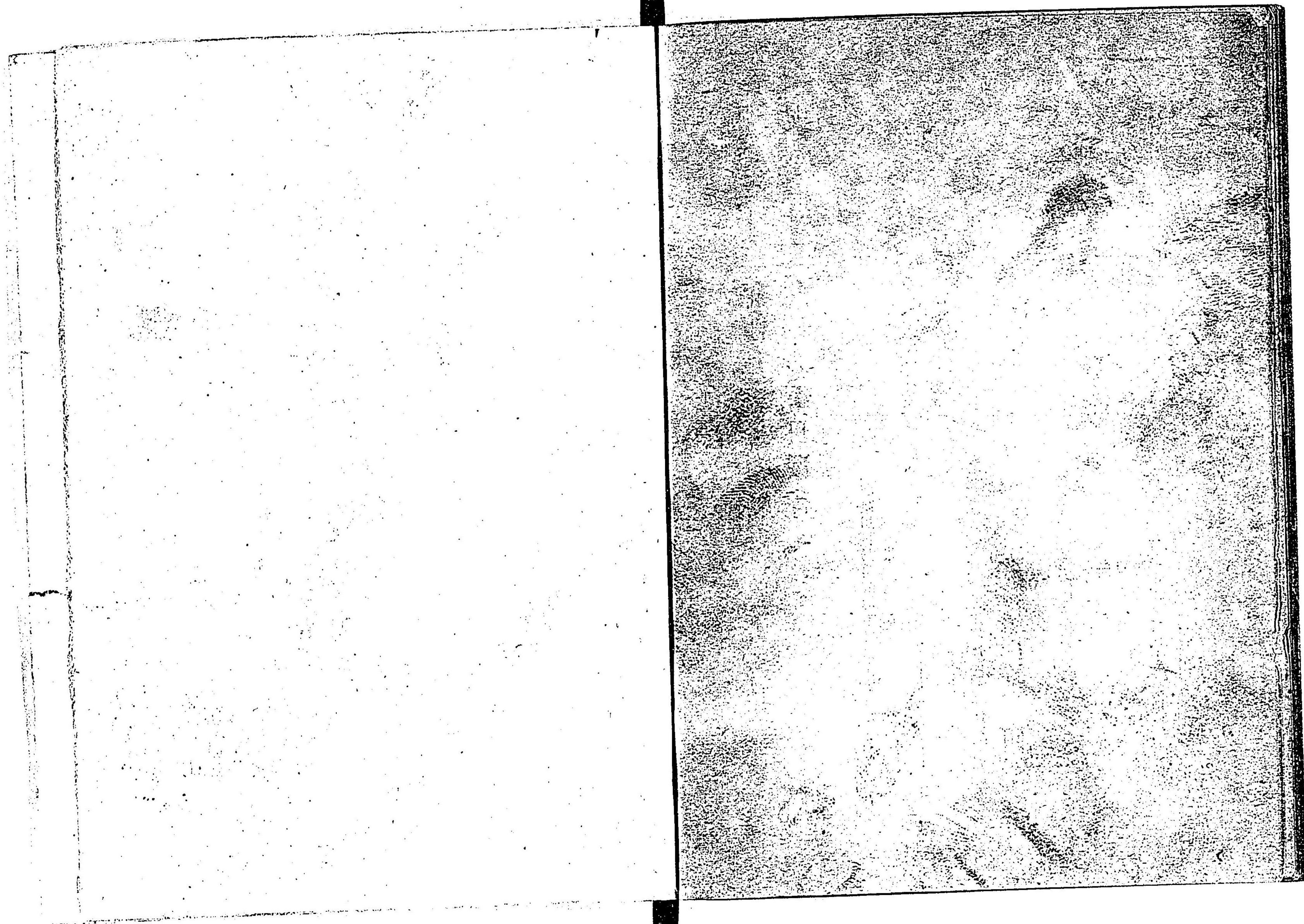
聖書館

神奈川縣橫濱市山下町六十番地

印刷所

福音印刷合資會社

神奈川縣橫濱市山下町八十一番地







特61
845

021636-000-8

特61-845

新約全書

ヘンリー・ルーミス / 訳

M33

ABI-1545



